

平成26年（2014年）6月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成26年6月9日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年6月17日（火）

応招議員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 奥村 仁 | 2番 | 東 貴雄 |
| 3番 | 樋口泰生 | 4番 | 太田哲生 |
| 5番 | 瀧本 攻 | 6番 | 入江康仁 |
| 7番 | 家崎仁行 | 8番 | 玉津 充 |
| 11番 | 東 清剛 | 12番 | 松永征也 |
| 13番 | 平野隆久 | 14番 | 中津畑正量 |
| 15番 | 川端龍雄 | 16番 | 平野倭規 |
| 17番 | 中本 衛 | | |

不応招議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 9番 | 奥村武生 | 10番 | 東 篤布 |
| 18番 | 北村博司 | | |

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 尾上 壽一 | 副 町 長 | 下田 二一 |
| 会計管理者 | 脇 博彦 | 総務課長 | 堀 秀俊 |
| 財政課長 | 井谷 哲 | 危機管理課長 | 上野和彦 |
| 企画課長 | 中場 幹 | 税務課長 | 中村吉伸 |
| 住民課長 | 脇 俊明 | 福祉保健課長 | 大谷 眞吾 |
| 環境管理課長 | 玉津裕一 | 農林水産課長 | 武岡 芳樹 |
| 商工観光課長 | 濱田多実博 | 建設課長 | 植地 俊文 |
| 水道課長 | 久保建作 | 海山総合支所長 | 上村康二 |
| 教育委員長 | 森本 鑛平 | 教 育 長 | 安部正美 |
| 学校教育課長 | 玉津 武幸 | 生涯学習課長 | 宮原俊也 |

職務の為出席者

| | | | |
|--------|------|-----|------|
| 議会事務局長 | 谷 吉希 | 書 記 | 上野隆志 |
| 書 記 | 奥村能行 | 書 記 | 玉本真也 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 松永 征也 14番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、9番 奥村武生君から体調不良のため欠席、また、10番 東篤布君、18番 北村博司君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第 1

中本衛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 松永 征也君

14番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

中本衛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は6人であります。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康司仁議員

一般質問ね、始まる前に、先ほど議長は東篤布議員に対しては欠席ということをお報告いたしましたね。そのため今回、東篤布議員が4番で一般質問のあれが出ております。当然、それも付け加えてですね、次の議員は僕なんですよね。心構えというものがあるもので、そういうときは、このやはり一般質問も取り止めになりますということをお、ちょっと宣言したほうがいいんじゃないかと思いますが、議長の見解を。

中本衛議長

以前にも、そういう欠席届もありましたんですが、またその欠席届を、また抹消することなく、出席したときもありましたので、今回もそういうことはあり得るかもわかりませんので、あえてその時間までは本人が来なかった場合は、それを取り下げということをおしたいと思っておりますので、ご了承ください。

6番 入江康司仁議員

それは、ちょっと議長、おかしくない。欠席ということをお宣言しておいてですね、また出てくるというのはいかがなもんかと思いますが、どうですか。

中本衛議長

入江議員の発言ごもっともだと思いますが、これまでの状況を鑑みて、本人さん欠席と言ったときでも、また出席したことがございましたので、そういうことを鑑みましてですね、ご了承ください。

5番 瀧本君。

5番 瀧本攻議員

欠席言ったらもう発言させたらあかんわさ。それは悪しき慣例つくったらあかん。欠席と言ったらですね、もう出席しても発言させたらあかん。

中本衛議長

今のご意見もごもっともだと思いますが、議員さんが、もしこの場に出席された場合には、発言を許したいと思いますので、その点はご了承ください。

今までそういう前例もございましたので、皆さんそういうときには今のように言ってませんでしたので、そういうことも踏まえて私が発言しております。

はい、どうぞ。

11番 東清剛君。

11番 東清剛議員

今のね、今後のこともありますので、一応、議会運営委員会、休憩いただいて、やって、協議いたしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

中本衛議長

今、議運の委員長から、この件について議運で諮って検討したいということでございましたが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

じゃ、事前に議運で諮っていただきますので、ここで暫時休憩したいと思います。

(午前 9時 35分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 15分)

中本衛議長

先ほどの議事進行でございますが、先ほど欠席の連絡があったときに、一般質問の取り下げの、確認をしていませんでした。ただいま確認しましたところ、取り下げるとの申し出がありましたので、本日の質問は東篤布君の一般質問を取り下げることとし、5人とすることにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12番 松永征也君の発言を許可します。

12番 松永征也議員

12番 松永征也、平成26年6月議会における一般質問を行います。

質問は、土砂災害防止法に基づく区域指定についてと、障害者優先調達法への対応、それにふるさと納税制度の充実、以上3点についてであります。

それでは、1項目ずつお聞きいたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

最初に、土砂災害防止法に基づく区域指定についてであります。県のホームページによりますと、去る3月28日に、土砂災害の発生の恐れのある区域として、紀北町内で土砂災害警戒区域に、実に697箇所、うち特別警戒区域に652箇所が指定されております。指定区域内における土地の開発行為の制限と、個人の財産権など私権への影響にもかかわることでありますので、住民への周知は周到な周知が最も重要であると考えますが、しかしながら、指定前においても、また指定後においても、それが十分なされているのかどうか、いささか疑問を感じますが、いかがお考えか、ご所見をお聞かせ願います。

また、指定されたことによって、今後、町が対処すべきこととして、次の点をお聞かせ願います。まず、1つに区域内における避難体制についてと、2つ目に情報伝達方法について、3つ目に区域内における土地の評価について、以上3点についての対処方法について、お考えをお聞かせ願います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

松永議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、土砂災害につきましては、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えているところでございます。また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所も年々増加し続けているところ

でございます。

このような土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事のハード対策と合わせて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅の立地抑制など、ソフト対策を充実させていくことが、土砂災害防止法の趣旨でございます。

このことから、尾鷲建設事務所におきまして、紀北町全域における地形調査、土地の利用状況、土砂の予想到達範囲などの基礎調査が進められ、平成25年度に町内11小学校区での住民説明会を実施し、平成26年1月10日から2月6日まで、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域指定（案）の図書の公表を経て、3月28日に県より指定されているところでございます。

議員、ご指摘の住民への周知に対するご懸念でございますが、確かに指定後は土砂災害特別警戒区域に指定されますと、住宅の増改築をする場合、建物の安全を確認するための建築確認申請が必要となるなどがあるため、住民説明会のときにご説明をさせていただいております。

また、自治会への住民説明会開催の回覧において、自分の土地が指定区域に入るかどうか、大まかに知っていただけるよう図面を添付しております。詳細な情報を知りたい場合には、尾鷲建設事務所、または町に資料がありますことから、説明を受けることが可能となっております。そのときに合わせて規制等に対するご説明もさせていただくようにしております。

さらに、今後も周知に努めるとともに、ハザードマップを作成し、各家庭に配付されることとなっております。より各家庭に周知されることと考えております。

続きまして、区域内の避難体制についてでございますが、紀北町地域防災計画では、急傾斜地崩壊対策、土石流、地滑りの区域ごとの対策と総合的な土砂災害対策として、警戒避難体制の整備等に関する事項などを記載しているところでございます。また、土砂災害警報情報の情報伝達の方法等についても記載しております。

このたびの土砂災害警戒区域の指定によりまして、これらの記載について、変更、または追加が必要な分について検討を行い、修正が必要な箇所等があれば本年度の地域防災計画の見直しの中で修正する予定でございます。

次に、情報伝達方法についてであります。住民の方への土砂災害警戒情報等の情報伝達といたしまして、防災行政無線での避難や警報等の情報をできるだけ早くお伝えするとともに、消防団による警戒活動、広報活動を実施するとともに、紀北町ホームページを通じま

して、紀北町土砂災害情報相互通報システムによる雨量情報と、町内全域を5キロメートルメッシュの範囲内で区切り、土砂災害危険度情報を提供することといたしております。

次に、高齢者、障がい者が利用する災害時要援護者関連施設への情報伝達であります。紀北町土砂災害情報相互通報システムを用いて、町内12箇所の雨量が一定の基準に達した場合、登録されたファックスに雨量情報と土砂災害危険度情報をいち早く提供することとしております。

今後、紀北町土砂災害情報相互通報システムを用いた情報提供と、土砂災害警戒区域の指定を踏まえた新たな土砂災害についての防災マップを作成いたしまして、全戸配付を行うとともに、新たな情報伝達などのソフト対策を推進して、町民の皆様の円滑な警戒避難の確保に向けた情報の提供に努めていきたいと、そのように考えております。

最後に、土砂警戒区域、いわゆるイエローゾーン、土地の評価については区域指定がされても、利用上の制約、制限が生じないことから、評価は変更されないものと考えております。

また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された土地は、建替え等現状を変更する場合に、建築物の構造規制や特定の開発行為に対する制限等がなされることにより、評価を見直す必要があると考えておりますが、特別警戒区域の指定により、資産価値が下がる場合には、標準地の価格が減額することになりまして、区域内にある路線価も減額になり、固定資産税が減額することとなります。以上です。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

今回ですね、土砂災害防止法に基づいて町内で警戒区域が697箇所、うち特別警戒区域に652箇所という、大変広い区域でですね、法律に基づいて指定がされたわけでありまして。これまでですね、県が土砂災害危険区域をね、指定しておりました。しかし、これは法律に基づいたものでもなかったわけですね。しかし、今回は法律に基づいておるということでありますので、取り消しなんかもですね、できないことでしょうし、そして拘束力がありますからですね、もし違反なんかあった場合、罰則もですね、あるのではないかと考えるんですけどね。どのようなふうになっておるのか、ちょっと説明をお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長より、答弁いたさせます。

中本衛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、まず規制といたしまして、開発行為の許可制と、今まで都市計画区域外にあたる場所でも土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、確認申請の提出が必要になります。まず、開発行為に関することといたしましては、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域での特定開発行為には面積に関係なく、都道府県知事に許可が必要となっております。まずこれに違反した場合は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられます。

次に、確認申請ですけれども、土砂災害防止法によりまして、土砂災害特別警戒区域に居室を有する建築物を建築する場合には、確認申請の提出が必要となりますよということがありまして、それに違反しますと、建築基準法により必要な確認申請を提出せず建築した場合には、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられるという、主な罰則に対しては、以上ですけど。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

今、お聞きしますとですね、大変厳しい罰則もあるわけですね。それがですね、住民が知らない方が多いんじゃないですか。その辺、町長どんなふうにお考えですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、現時点ではまだ周知は足りていないと思っております。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

住民への周知なんですけどもね、説明会を各小学校区11箇所が開かれたと申されました。出席した住民の方全体でですね、288名であったそうです。しかし、その288名の中にはで

すね、区域外の方もかなりおられたということでもあります。そしてその当初、関係書類の縦覧なんですけどもね、広報きほくで1月号でお知らせをして、そして1月の10日から2月の6日まで本町と、それから県の建設事務所で縦覧されたということなんですけども、この縦覧にはですね、何名ほど縦覧に来られたのか、そこらをお聞きしたいと思います。

それからですね、この指定区域、海山区にも大変、広く指定されておるわけなんですけど、なぜ海山総合支所ですね、そこでもですね、縦覧をできなかったのか、その2点についてお聞きをいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長のほうから答弁いただきます。

中本衛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

公表に対する閲覧者は、尾鷲建設事務所並びに紀北町建設課ではございませんでした。0人でございます。

それで、海山総合支所での閲覧なんですけども、尾鷲建設事務所の距離的なこともありまして、尾鷲建設事務所で閲覧も可能となっておりますので、資料が揃っている紀北町の長島のほうの建設課で閲覧ということにさせていただきました。以上でございます。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

住民への周知はですね、十分ではなかったと、閲覧者もですね、1人もなかったというようなことで、あきれの次第なんですけども、そのことをですね、指摘をしておきたいと思えます。

それからですね、ハザードマップを各戸に配付するということなんですけど、もうすでにですね、今年も豪雨あるいは台風の時期を迎えておるわけなんです。しかもですね、その警戒区域に指定されたのは3月の末なんです。もう3カ月経っておるわけですね。ハザードマップはもうできるだけ早く、各所帯に配付すべきだと思うんですが、いかがですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、これやっぱり周知するには、そういうハザードマップ等配るのが一番いいと思います。その中に地図だけではなしにですね、今言ったような、議員からもご指摘あったようなことを記載させていただいたうえで、ハザードマップをつくっていききたいと思いますんで、できれば9月に補正予算で上げていきたいなと思います。

もちろん、この区域指定が26年3月なもんですから、当初予算ではとてもちょっと間に合わないという状況でございました。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

周知する機会はね、いろいろあったと思うんですよ。例えば行政報告会も開かれましたね。そのときには何の説明もされていなかったし、また広報きほく、毎月発行しておるわけなんでね、その辺についても関連の記事はですね、掲載すべきではなかったんかと思いますが、いかがお考えですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

行政報告会でもね、そういったことは報告しませんでした。我々としては、これから十分周知に努めたいと、そのように思っています。またあと、お住まいの方々にはですね、これから豪雨の時期になったら、先ほど申し上げたように、警戒の情報等が入りましたら、直ちにそういうお知らせをさせていただきますし、消防団等でもお知らせをさせていただきます。

そういう形でですね、今、お住まいの方もほとんどがその危険地域として認識されている方もございます。法的な整備の部分と、そのお住まいの部分の危険かどうかの認識の部分は少し違うとは思いますが、そういった意味ではこれから周知に対してですね、しっかりとやっていきたいと思えます。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

すでにですね、指定がされておるわけなんで、誠に残念に思っておりますけど。

それから、避難体制ですとかですね、情報伝達方法についてでありますけどもね、近年の異常気象によってですね、毎年のように全国各地で土砂災害が発生しております。その教訓として言われておりますことは、1つにはですね、災害発生前に避難勧告などの発令、これをしていない、なかった、遅かったということが指摘されております。

そして、ほかにですね、土砂災害には早めの避難が絶対必要だということですね。それからですね、災害時要援護者への対策、そして安全な避難場所の選定ですね。このようなことが土砂災害に見舞われた地域からですね、指摘がされておるわけなんですけど、このようなですね、二の舞にならないように教訓にしていきたいと思いますが、いかがですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、それらのことが大変大事だと思います。

また、水害等も含めてなんですけど、その警報とかですね、避難勧告、そういった避難準備勧告、そういったものもですね、すべてやはり早めにして、津波防災でもよく言われておりますが、空振りになってもですね、やっぱりやるべきものはやるということが大事なのではないかと思っております。そういった意味では、議員ご指摘のように、しっかりとそういう体制をつくっていききたいと、そのように思います。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それから、土砂災害警戒区域の指定がされたわけなんですから、その地域防災計画への反映ですね。これは行うというご答弁ではありましたけども、もう少し詳しくですね、どのように反映していくのかですね、お聞きをいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど私から大まかな答弁させていただいたんで、危機管理課長から答弁いたさせます。

中本衛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

現在のですね、防災計画に記載されている内容につきましては、従来の土砂災に対応する形で、今回の新たな指定も含めた内容を含んでおりますけども、もう少し今回の指定がですね、わかりやすい形になるように、もう少し細かく記載していきたいというふうに考えております。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

是非、お願いします。

次にですね、指定された区域内の土地の評価についての件なんですけども、土砂災害の危険がある区域としてですね、公表、ハザードマップ等で公表されるわけですね。このことによって危険箇所であるということがレッテルを貼られるというようなことにもなるわけなんです。その結果ですね、土地の資産価値とか、また流通性に著しく減少があるだろうと言われておるわけなんです。レッドゾーンについては、町長、考慮するという事なんですけども、イエローゾーンについてもですね、このような指定がされる、ここは危険な場所だということがわかって、そして例えば土地の取り引きにしてもですね、その重要事項として説明が義務づけられておるわけなんです。そのようなことから指定されたところにまいりますと、危ないところには一世一代で家を建てるわけですから、家は建てないと、建てないということはほとんどだと思えます。そのような影響もあるわけなんですけども、この件についてはですね、今後の課題としてね、お聞きをしておきたいと思えます。

次にですね、障がい者のですね、優先調達法への対応についてをお聞きしたいと思えます。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、略しまして障害者優先調達法とよんでおりますけども、この法律はご承知のようにですね、平成25年の4月1日に施行されております。この法律の趣旨でありますけども、障がい者に対する就労と雇用の拡大を支援していこうとするものでありまして、各地方自治体に対してもですね、障害者就労施設等からの物品や役務等の調達を優先して行うように、毎年度、調達等の推進方法について、方針を作成することと、それで各自治体にですね、それを義務づけ、公表もすることとなっております。本町においてはですね、どのように対処されておられるのかをお聞きいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいまの障害者優先調達法への対応ということについて、お答えをさせていただきます。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律「障害者優先調達推進法」に基づく、紀北町障害者就労施設等及び障害者雇用促進企業からの物品等の調達方針につきましては、昨年12月に策定をいたしております。また、障害者就労施設からの物品等の調達は行っているところでございます。

今年度は、紀北作業所の増改修工事を機に、入所定員を増やす計画でございます。これまで以上に物品等の調達を推進して、雇用の促進等に努めてまいりたいと考えております。

なお、調達した購入実績等は、三重県により公表されておりました、また、紀北町ホームページなどでも公表し、障害者就労施設等からの物品の優先購入と雇用促進につきまして、引き続き啓発をしていきたい、そのように考えております。以上です。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

現在、町内にはですね、何らかの障がいを持っておられる方ですね、大勢おられると思うんですが、身体障害者手帳等の交付の状況ですね。何名ほどおられるのかをちょっと知りたいわけなんですけど、お聞きしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

身体障害者手帳の所持者は、平成26年4月1日現在で1,007名となっております。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それ以外にですね、知的、精神の方とかもおられるわけなんで、その3つの手帳をですね、合わすと何人おるのでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

約1,300人ほどでございます。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

本町の人口約1万7,000人少し、その中で1,300人おられるということで、大勢おられるわけなんですね。障がいを持っておられる方がですね、仕事ができるということは、たとえわずかな収入であってもですね、何ものにも代えがたい、本当にこのうえない喜びを得るわけでありまして。今回の法律によってですね、地方自治体にもですね、優先的に物品の調達や役務の調達をですね、毎年度方針を作成して推進を図っていかねばいけないことになっておるわけなんですけど、本町は12月に作定したということなんですけども、公表もしなければならぬことになっておるわけなんですけども、ホームページにもまだ記載がされておらんわけなんで、主なそのところですね、ポイントだけでいいですから、その何とのか、方針の概要をですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉課長のほうから、少し答弁させていただきます。

中本衛議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

調達の方針なんですけども、まず適用範囲です。適用範囲は本調達方針は、町のすべての機関が発注する物品の調達、役務の提供に適用すると。それから調達の対象とする施設なんですけども、障害者就労施設等でございます。それと障害者雇用促進企業でございます。

それから、調達する物品、役務の提供及び調達の目標なんですけども、これは町が施設等から調達する物品、役務の提供は可能な物品、役務の提供とし、調達目標については、物品及び役務ともに前年度の実績を上回ることを目標とし、調達実績においては町ホームページ等を利用して公表すると、間もなく町のホームページでも25年度の実績を公表する予定でございます。

それから、調達の推進方法につきましては、情報の提供、優先調達の依頼、そういうものは窓口である福祉保健課が行います。このことにつきましては、課長会議でもご報告させ

ていただいております。以上でございます。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

町内のね、民間企業においてもですね、以前からなんですけども三浦地区と、それから小松原ですね、地区に立地されておる企業も大変理解があって、優先して調達をしてくださっておるわけなんです。大変感謝しなければいけないと思うわけなんですけども、町においてもですね、一層ですね、現在の町の業務洗い出しをしていただいて、このような方に回せるものがないかどうかですね、是非、取り組んでいただきたい。そして支援をしていただきたいと思うわけなんですけども、町長いかがですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでございます。また、今回、紀北作業所ですね、所長が変わりまして、お話をさせていただいた中でもですね、やはりそういう議員おっしゃったように、いろいろな仕事をこれからもどんどん探していくと、定員増も見越しておりますので、そういうお話もしておりました。町としてはもちろんできる限りの協力をしていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

先ほど福祉保健課長の説明の中にはですね、対象者としてね、在宅の就業者、このような方は言われなかったんですけど、法律見ますとね、そのよう方も対象になっておるものですからね、是非ですね、実態を把握していただいて、町が支援できることがあればですね、是非、支援をしてあげてくださいと思うわけなんですけども、このことについてお答えをお願いいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった実態もですね、把握して、我々としてはできる限り、そういったものに取り

組んでいきたいと、そのように思います。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

福祉課長、その在宅就業者も対象じゃないですか、お聞きします。

中本衛議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

大変、説明不足で申し訳ございません。障害者就労施設等という言葉になっておりまして、在宅の方も含まれております。以上です。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それでは、次の質問に移ります。

ふるさと納税制度の充実についてお聞きをしたいと思います。

ふるさと納税制度はですね、平成20年の4月に創設をされております。6年が経過をしておるわけでありまして。本町ではですね、その受け皿として、ふるさと応援基金を設置しておりまして、その現在残高は、現在 1,518万 7,000円となっております。

さて、この制度なんですけども、生まれ育った、ふるさとやあるいは応援したい自治体のまちづくりに貢献したいとする思いをですね、実現させようと創設をされた制度でありまして、今、住んでおられるところに納めている税金の一部を、ふるさとへ寄附する形で納めるという制度であります。さて、全国的にもですね、多くの自治体においてまちづくりの財源確保のために創意工夫を凝らしてですね、地元出身者に呼びかけが行われておりますが、中でもですね、寄附していただいた方に、その町ですね、特産品を進呈している自治体が大変多いように思います。

このことは、私もですね、平成21年3月議会において取り上げをしましてし、他の議員さんからもですね、提案されておりますが、本町ははまだ実現に至っておりません。礼状の発送のみとなっております。感謝の気持ちを示すとともにですね、特産品のPRや、そして一層絆を深めていくためにもですね、またさらにはですね、ふるさと納税制度の輪を広げていくためにもですね、大きな効果が期待できるのではないかと考えますので、特産品の進

展についての実施についてですね、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさと納税制度ということで、ふるさと寄付金は議員おっしゃったように、平成20年度から始まった制度でございます、趣旨もですね、先ほど議員がおっしゃっていただいたような趣旨でございます。そういうことで、平成20年度から平成25年度までの紀北町への寄付金は1,603万6,900円で、紀北町のためにお役立てくださいということでいただいております。平成22年度には紀北町ふるさと応援基金から、図書購入費の費用として80万円を取り崩しております、現在、基金残高は1,523万6,900円でございます。

議員から提案いただいておりますように、特産品のPRや感謝の気持ちを示す意味からも、当町といたしましても特産品等のお返しをしながら、ふるさとを思う方々と絆を深めることが必要ではないかということで、今年度中に関係者と協議を行いまして、実施に向けて前向きに検討していきたい、そのように思っております。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

これまでですね、80万円の取り崩しを行って、図書を購入したということなんですけども、せっかくの貴重な寄付でありますのでね、80万円でしたらですね、一般の予算で買って、意義のある事業にね、回していただきたいと思えますし、図書、図書も本当に有効なことなんですけど、図書室にもですね、何の、このふるさと創生事業文庫とか看板も何もかかっておらん。一般のが入り込んでおるわけなんでね、これでは全然意義もないと思っております。

それから、ふるさと納税にかかる特産品の進呈でありますけどもね、三重県ではですね、宿泊券のチケットをですね、進呈しておりますね。それからお隣の尾鷲市さんでは水産物加工セットを進呈しております。それでまた大紀町でもですね、地元でとれるしいたけとかね、果物なんかをね、送っております。このようなことなんですけども、本町は今後、検討していくということではありますけどもね、高速道路の三浦休憩所へですね、今度、特産品の販売施設もつくっていくという意気込みでおられるわけありますからね、それを1つ、1点じゃなしに、総合的に振興を考えていっていただきたいと思うんです。

この物産物の、特産物の何というのか、進呈することはですね、先ほども申しましたが、

PRにもなったり、販路の拡大にもつながる。それで財源の確保にもなるということで、一石二鳥ではないだろうかという気がいたします。町の活性化にもつながると思いますので、是非、ひとつ前向きに、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。もう一度、お考えをお聞きしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるように、今ですね、このふるさと納税がですね、最初のちょっと生まれ故郷にとか、自分の応援する自治体にというところからですね、お礼を主体に考える傾向も少し出てきております。逆に言えば、それを紀北町をPRするためですね、発信にもなるかと思えます。

そういうことで、議員おっしゃるように特産品のみならず、どういうものかというのをですね、本年度中しっかりと検討して、来年度にそういった予算も上げさせていただきたいなと思います。そういう意味では、先ほど申し上げたように、いろいろな方とご相談してというのはですね、そういった特産品等何がいかとか、そういったどういうものがお礼ということかということを検討してまいりたいと、そのように思います。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

そしてですね、その使い道の特定をしたほうがですね、理解も得られ良いのではないかと思います。

本町ではね、県下でワーストワン、残念なんですけど、これは生活排水対策なんですね。町長はご承知のことと存じますが、いかがでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさとからすぐ浄化槽へ飛んだんで、ちょっと質問のご趣旨がどうなのかなと。浄化槽ですね、今、合併浄化槽への切り替えの話とか公共下水道の話ですね。現実には悪いです。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

県がですね、毎年ね、統計でみる三重の姿を公表しておりますね。その中ではですね、紀北町は生活排水対策が一番ワーストワンで県下であるわけですね。町長、ご存じだろうと思ってお聞きをしたわけなんですけどね。実はですね、都会に住んでおられる方にとってはですね、本町の魅力といえばですね、美しい自然環境であると思うんですね。しかし、本町はですね、県下でもそういう整備が一番遅れておるわけなんです、そのことによってですね、汚水はですね、地下水を通過して最終的には海に流れていくわけなんです。紀北町は魚のまちなんですけども、そのような状況になっておるということです。

町ですね、そのふるさと納税のホームページを見ますとですね、第一番に自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくりということに、それに活用したいんだと一番に書かれておるわけなんです。自然と共生して快適で安心して暮らせるまちづくり、これに今の生活排水対策なんか合致すると思うんですがね。ふるさと納税制度をより積極的にね、活用して、この遅れているとされる生活排水対策に、是非取り組んでいただきたい。そして県下でワーストワン、はずかしい話なんですけど、汚名の返上に努めていただきたいと思いますが、いかがですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ふるさと応援基金のですね、使い道は皆さんの思いもわかります。また自然を守ることでもですね、いろいろな形があるかと思しますので、これから研究してまいります。

中本衛議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

これで、終わりたいと思います。

中本衛議長

これで、松永征也君の質問を終わります。

中本衛議長

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(午前 11時 01分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 11分)

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長、先ほど私、松永議員のですね、障害者就労施設からの部分で、調達した購入実績等は、もう三重県により公表されておりますという答弁させていただいたんですが、今、集計中で、これから公表されるということで、申し訳ございませんでした。

中本衛議長

それではその部分は、三重県より公表されますですね。

尾上壽一町長

はい、申し訳ないです。

中本衛議長

訂正させていただきます。

次に、5番 瀧本攻君の発言を許します。

5番 瀧本攻議員

それでは、議長の許可を得ましたので、6月定例会の一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点でございます。

1点目の第1次総合計画の後期基本計画（平成24年度から28年度について）、町長は自然の鼓動を聞き、みなが集い、にぎわう やすらぎのまち、犠牲者0、交流人口 200万人、健康寿命5歳延長をめざす、いわゆるプロジェクト。それとPDCAについて、現在DOのところへ移行されておりますが、終了したのものもあります。その点をお聞かせ願いたいと思います。

また、先行のいわゆるマニフェスト、公約でですね、プールだとか、消防署の移転、避

難タワー、避難ビル等も述べられておりますが、その辺についてのご答弁をお願いいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今、ご質問いただきました紀北町第1次総合計画後期基本計画というものを策定させていただいて、その中の重点施策ということですね、減災のまちプロジェクト、にぎわいのまちプロジェクト、生涯元気のまちプロジェクト、そういったものをいろいろとさせてさせていただいております。

そういった意味では、主にハード事業等につきましては、新庁舎の改修や、海山総合支所、町民センターの改修や避難路の整備、東長島スポーツ公園、そういったスポーツ施設、それから環境衛生センターのストックヤード、こういったものや三浦、矢口浦海岸保全整備等いろいろとさせていただいておりますし、任意予防接種の一部助成や子ども医療費の拡大、学校図書の本整備やまちおこしリーダーの育成など、いろいろとさせていただいておりますが、その中で、今特に選挙公約のこともお話をさせていただきました。そういう意味で、選挙公約の温水プールについてはですね、潮南中学校のプールを今、温水化ということでやっております。中学生の部活動はもちろん、小学校低学年の初心者から一般の方まで、水泳技能の向上、健康づくりということでやっておりますので、これを実現することによって、健康寿命5歳延長、そういったものについてつながってまいりたいと思っております。

それから、消防庁舎の移転でございますが、これも減災のまちプロジェクトという中にも入っている項目の1つでございますが、この消防署の移転につきましては、海山消防署、紀伊長島消防署、どちらもですね、津波浸水域にございまして、三重紀北消防組合と今現在、協議を進めているところでございます。

また、津波避難タワーにつきましては、中州地区への建設を、まず26年設計、27年度ということで計画をしておりますし、本地地区は27年度、28年度ということで避難ビル等について、現在、検討しているところでございます。

そういった諸々がDOということで、毎年度、当初予算で示させていただいているところでございます。以上です。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

前にもですね、完了した点についてはお答えいただきました。

しかし、この選挙公約のですね、いわゆる海山区相賀と紀伊長島区中州を候補地として、5階建て程度の津波避難ビルを、平成26年度から27年度に建設する。普段は公共施設としてビルとして活用していく、それで消防や救急は情報提供の体制強化で、紀伊長島区、海山区各消防署の安全な場所への移転、それから25メートル屋内町民プール建設で、スポーツ強化と町民の健康増進、安心安全の中にこのマニフェストが入っておるわけです。それが私は3月の定例会に予算が上がってきてなかったから、6月に私は質問させていただいておるわけです。この点どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりで、これらのことにつきましては、中州のですね、津波避難タワーだけを当初予算に設計費をですね、上げさせていただきました。設計調査ですね。そういうことで、まだこのビル、消防、プールにつきましては、後年度の計画となっております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長は前に頭の中にいっぱい入っていると、自分のプランニングのね。26年度、27年度でですね、やっていくと書いてあるわけですね。これ新聞に南海日日の。そしたら今から着手していかんだらですね、いかなのじゃないですか。

それと、いみじくもこれ見てましたらですね、私が当選したときにですね、12月の定例会で、家崎議員がおっしゃってましたわ。プールはいわゆる競技者だけじゃなくして、健康寿命にアップする、体にもええ、浮力があるから。そういうものをつくったらどうですかというときに、当時の奥山町長はですね、財政事情が悪いので財政事情がよくなったらすると、財政事情がああ当時と比べたらですね、倍以上良くなってますよ。財政調整基金もですね、3倍になってますよ。なぜこれをやらないんですか。

あなたの一番の功績はですね、お金を残したことです。私はそう思います。基金というのは使ってですね、何遍も言いますよ。町の財政は豊かであってもですね、町民の暮らしは楽になってない。だからこれを、この26年度で設計に入ってですね、具体化するわけです。

か。その辺の答弁を求めます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前ですね、津波避難ビル等のときにもお話をさせていただいたと思うんですが、25年度から両地区も検討に着手している話なんで、このビルとか、消防署、プールもですね、着手はしております。そういった意味で今、場所選定とかいろいろな部分を、例えば消防においてはやっておりますし、プールについてはですね、他の市町のプールの状態を調べさせていただいているところでございます。

それで、津波避難ビルは、そういう着手させていただいて、中州のほうがですね、設計調査させていただくということで、年次的にですね、やらさせていただきたいなということで、今、内部的な検討を行っております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それらの着手しておるのであればですね、着手の予算が出てこな嘘でしょう、3月に。予算載ってないじゃないですか。どういう着手をしておるんですか。

そして、何年後にそれを完成すると、検討するでは困るよ。具体的にいつまでやるという、これ公約なんだから、お金がないんやったら構わんよ。お金があるんだから、どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当に動き出してはおりますんで、ただそれは予算化がいつになるかというものはですね、公約の中でお話をさせていただいているんで、そういったものには取り組んでいきたいということなんです。それとお金が、基金がですね、貯まってきたということです。議員からのご質問はですね、こういった積極的に今、公約でしたものをしっかり実行していけよという後押しだととらえさせていただきたいと思います。

中本衛議長

今の町長の答弁を聞いて、再度質問してください。

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長、それは答弁になってないね。着手しておるんやったら、着手しておるグループおるでしょう。そのグループはどういうグループでやっておるの。そのグループの人、一人ひとりに答えてほしい。着手してるって頭で考えておってですね、プロジェクトチームつくってなくて、何も着手やないやないですか。着手しておるだけでは困るよ。検討するというのは、せんということですよ。やりますと、プールは何年までにやりますと、本地地区に避難ビルを建てますと、それは確かに補助金等で難しいよ、それは。避難タワーと避難ビルでは、それはわかっています。それで3分の2というのは出てきたわけですから、3分の2の補助金ね。

だから、端的にいうたら9%でできるわけですね。こういうものに該当すれば。だから着手しておるだけでは、ちょっと答弁がね、私はいかんと思うよ。どういうグループでやっていますと、その辺のご答弁を求めます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんね。予算化できるところまでしてないって、年次のほうもですね、消防署に関しましては、消防組合と全体的にやっております、具体的に今、この組合の中でも正式な計画として出ておりませんので、もう少ししたら、正式にそういう年次計画も出せるものだと思っております。

それから、津波避難タワーにつきましてはですね、中州のほうを26年設計調査、27年が建設、それから本地の津波避難ビルにつきましては、27年が設計調査、そして28年が建設の方向で今、検討しているところでございます。

プールにつきましては、生涯学習課で今、どういう事例があるかということをお調べさせていただいております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それと、時間的に公約違反やね、これ。平成26年度、27年度に建設と書いてあるやないかな。ここの南海日日の公約に書いてある、安心安全の、もうちょっとね、自分の言ったこ

とに責任持ってもらわなあかん。これ公約違反やろ、26年度と27年度に建設するって書いてあるやないか。これはね、新聞記者もね、滅多なことは書かんですよ。消防署もやると書いてあるやないか。それを28年度にずらすということは公約を違反するということですね。それになっていくのは、何のためにそんだけズレていくわけですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、公約として、こうやっていきますよという話の中で、これ津波避難ビル等のときにもお話をさせていただいたんですけど、25年に、もうそういうことやっていこうということで検討してきたわけなんです。それで、この選挙のときにはですね、おそらくできるんじゃないかというような形で26年、27年ですね、思っておりました。しかし、先ほど議員もおっしゃったように津波避難タワーとですね、ビルでは大変難しい予算等でもございますんで、そういう意味では少しズレ込んだということで、やらないということではないんで、そういうことをご理解願いたいなと思うんですけどもね。

中本衛議長

プールの問題。

尾上町長。

尾上壽一町長

私もこれは公約としてやっています。ただ、公約の中でその任期内に全部仕上がるかというのじゃなしに、そこに取り組んでいくよということでございます。4年間という中ですね、すべてができるかという、その予算やそういう計画の中で、少しズレ込むこともございますが、それには着手をしていくよという話の公約でございます。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

ちょっとね、言葉のね、着手ということはどういうことですか。

そういう思いを持つのを着手、私は着手というたらね、検査抜きでやりますね。鍬入れするね。あれ着手じゃない。工事に着手しておるといふ。町長のおっしゃる着手というのはどういう意味です。言葉尻をとって申し訳ないですけど。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるように、この4年間でそういう鉆入れもできるように、行ければいいなと思っております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それじゃね、行ければいいと思っておるということは、あなたがこれ当選されてですね、これ公約して立候補しておる以上はですね、やらのあかんわさ、そんなもの。やってくれるんですな。はい、予定。

まずね、これ見ますとですね、預金もですね、そのとき家崎議員が質問したときに、いみじくも局長は福祉保健課長でございました。そのときに大体8億1,000万円ぐらいしかなかったんさね。現在は23億5,400万円、平成24年度でね。これは財政調整基金です。だから基金としてはですね、21年度では24億6,000万円、そして、24年度で48億円を倍になっておるわけですよ、全体で。これでできんわけがない。私は努力が足らんと思うよ。そういうところ。

それとですね、よく町長がおっしゃるね、皆が集い、にぎわう やすらぎのまちづくり、こんな町ないと言った。どういうまちづくりですか。それから、住民の目線、これほどね、不確かなものはない。言葉の響きは良いよ。漁師さんやったら漁師さんの漁師目線、山やったら山、商店街やったら商店街、子どもやったら子どもね、お年寄りやったらお年寄り目線、住民の目線をどこに置かれておるんですか。住民の目線で行政やられておるわけでしょう。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住民の目線で動いております。

中本衛議長

瀧本攻君、質問続けてください。

5番 瀧本攻議員

私は具体的に言ったじゃないですか。住民にはいろんな住民がおるわけですよ。リッチな住民もおれば、卑下しておる住民もおるわけ、職業も違う。住民の目線ほど難しいものな

いで、これ。あなたはこれ今言ったものをやればですね、それこそ住民の目線にあってくるわ。だから住民の目線ということをね、軽々しく私は使う必要ないと思う。私はですね、安心安全はね、やっぱり弱い人のために安心安全になるようなまちづくりはすべきやと思う。これは私の言葉じゃないですよ。これは儒教から出た言葉でですね、朱子学でね。佐藤一斎が書いて、それを吉田松陰あたりが明治維新に提唱していたことですよ。

だから住民の目線ほどね、私どこの目線かわからん、これ。その辺もね、私は検討してほしい。今、大変なんです、皆。二馬力で働いてもですね、いけんの。あとで僕は質問しますけどね。だから何遍も言うようですけど、今言った公約のタワー、それからプール、複合的なプール、それを年度内に、年度内というか、町長の在任、任期内にね、完成させるという、私も協力しますよ。一生懸命やりましょうや、本当に。その辺をどうですか、その辺のことについて。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今おっしゃったようにですね、弱い人の立場に立ってということで、住民の生活をですね、ある程度フラット化するというのは、弱い人の立場に立ってそういう施策を打っていかないということは、まさに的を得た言葉ではないかと、私は思います。そういった中で、いろいろな施策を行うときには、住民の立場に立って、これをどういうつくり方をすれば住民のためになるのかなということだと思っております。

それと、最後の私も公約で話したものはですね、しっかりと任期中にやっていきたいと、議員の皆様にご理解いただきながらやっていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

やっていただくということで、ご了解しますけども、そのね、皆がフラット化と言いますが、日本はですね、1990年にバブルが弾けて、その前の1985年のプラザ合意があって、250円の固定相場を円高にもっていった。それでバブルが起こった。それで、1993、1994年までまだ良かったんですよ。だけど1998年に北拓と山一が飛んだ。そのあとで整理回収に関する特別措置法ができた。それで東京あたりでハゲタカファンドがきて、ミニバブルが起こった。そこに小泉政権が誕生してですね、派遣だとかいろいろなことをやってですね、格差

社会が起こったわけです。

格差社会が起っておるわけですよ。これは国政ですけど、だから格差社会のないような、だから昭和の50年代はですね、1億中流と言われたんですよ。私らもそのとき商売して良かったです、景気は。だからフラット化になるということは、非常に生易しいもんじゃございません。だから一遍、その副町長も見えるんで、執行部で考えていただいて、積極的な行政をやっていたらいいと思います。

それでは、子育て支援についてお尋ねいたします。

やはり国の宝は人ですね。ましてこれからの子どもたちが日本においての宝です。確か1.43の出生率になりましたけども、先ほど私が申しました1990年の、いわゆるバブルが飛んだあとはですね、1.27ショック、1.32ショック、そして2006年には1.26ショックというのがありました。それで1.43になったわけですね。そのときにフランスは1.5でした。これは北村議員が同じように、当選したあとで質問されていますね。それは子育て支援をバシッとやったわけですよ。もうとことんやったわけですよ。3年間で2.0に上がったんです。ちなみに2.08になれば、現状の人口は維持できるわけです。それで政府はもう人口足らんから外人を入れよと。僕はもう3年前から外人を入れよという自分の持論は持ってました。だから、子育て支援についてもね、いくら子育て支援を額でしておるんかということわかってますか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子育て支援といってもいろいろなとらえ方等があるかと思いますが。そういう中で、議員が事前にですね、国からの分、県からの分、町単独の分というご質問をいただいておりますんで、そちらのほうでお話をさせていただきたいと思います。

子育て支援に関する事業の財源なんですが、国からの分ということで2億6,611万7,000円、県の補助金ということで1億2,994万1,000円、町の負担分ということで2億6,014万円でございます。そういう中で、合計で利用者の負担分も入れてでございますけど7億3,559万9,000円という数字となっております。以上です。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

子育て支援の中でね、1点ですね、町長は中学生の通院を公約として書かれて、これ予算に上がってこなんだ。予算に上がってきてないですね、通院はね。だから9月からだから、9月の予算に上げるんでしょう。これもうすぐやって3月に上げてこないかん、こんなものは。こんなもの上げてきたって800万円かそこらや。800万円、900万円かかっても半年やから450万円や。450万円か500万円上げてくるわけでしょう。

ちなみにですね、今言ったように2億6,600万円と1億2,900万円、これ国庫の補助がですね、これ児童手当やとかね、いろんなもの含んでおるわけですね、児童手当ね。1子について1万円、2子も1万円、次は1万5,000円、それが3億3,000万円ぐらいあがるわけですよ。私はね、町の負担が2億6,000万円ですけども、この中で過疎債で使うので、ほとんど過疎債で戻ってくるんさね。町の負担しれておるんですよ。だったら、町の負担は言ったら悪いけども5,200万円ぐらいですな。どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、ちょっとそういう積算してはいないんですが、全部過疎債というわけではございませんので、そういった部分ではですね、例えば福祉保健課の例で言いますと、課長、わかりますかな。一定の町の部分、これが国の部分入ってきておるとか、よろしいですか、わかりますか。それでは福祉保健課長から答弁いたさせます。

中本衛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

子育ての町負担分ですけども2億6,000万円ほどです。その中で過疎債は2,200万円でございます。あとは一般財源でされておりまして、その中で交付税の算入もあろうかと思うんですけども、そのあたりは、ちょっと今、資料ないので、ちょっとご説明まで至りません。

事業の項目述べさせてもらっていいですか。以上です。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

そうすると、2億4,000万円ぐらいが町の負担というふうにならまえてね、だけど、この年代の人口はですね、アバウトで2,000人ぐらいおるわけですね。それに交付税

でおそらく4億5,000万円ぐらい入ってきておるわけですね。それを考えたらね、私は2億2,000万円にあと5,000万円から1億円ぐらい上げて子育て支援をせんと、もうお母さん方大変ですよ。そういう支援をすれば、紀北町に住んでくれます。住んでくれて人口増える。人口増えたら交付税が増えてくる。交付税のほとんど8割は人口や、そういう対策をなされていかないんですか。町長も昔は私と一緒に東栄町へ行ったことある。東栄町はですね、鬼の面のあるところや、そこに東栄町は住宅を建ててですね、おそらく18人世帯ぐらいですね、そこへ住んでもうて、そこから通勤してもらおうというようね、だから課長さんあたりと皆アイデアを出してですね、町を活力のある町にせなあかん。

今、子育て支援でですね、二馬力でやってももたんのですよ。だからここにお見えの課長さん方のおそらく大学も卒業されておる人おると思うんですけども、これ子育て支援の大変なんですよ。だからこれをアップすると、これが住民の目線じゃないの。これをいわゆる住民の目線の中の、いわゆる今子育てをしておる40代、50代、30代、この人らの目線じゃないの。どうですか、その点は。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がですね、おっしゃるように子育て支援、大変重要な施策だと思っております。

ですから、議員これも応援だと思ってとらえさせていただいてですね、これからも子育て支援のことで何か町としてできるものを考えていきたいなと思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

考えていきたいなというよりも、ちょっとね、実態を把握するプロジェクトチームをつくってですね、予算を張り付けてやっていかなんだら、この町から子どもがいなくなっていくよ、これ。今、30歳の上から40歳の切りまでで、お子さんを生む人です。だから、ここに書いてあるやないか、自然の鼓動を聞きながら、潤いと安らぎのまちづくりやで、子どもの。それやっていただけるんですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった方向でですね、これからも施策を考えていきたいなと思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

9月にそういう予算がのってなかったら、それはいくわさ、当たり前や、そんなもん。あのね、P D C Aだからさ、だからそれは9月の予算にはのって、考えてますというんだったら、今から3カ月考えられるこんなもん、把握しておるんだから。そんなとろいこと言っていたらあかん。もうヒィヒィ言っておるんやで、これは当時のときも、北村議員の話ではですね、今から3年6カ月くらい前ですか、だから21年の12月かな。もう大変だということを書いておるわけです。それからもう4年経とうとしておる。町は段々疲弊してきておる。人口も減ってきてよる。それに対する対策は何も打ってない。その辺は首長としていかなものかと私は思うんですけど、どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のいつもの持論のように感じますが、私もこの4年間ですね、いろいろなところで少子化対策やそういう子育て支援ということでもさせていただきました。

それと、1点、9月からの実施はやっぱり税金とかいろいろ確定するのが当初越えてまして、県も9月からこういう制度変えるときはやっているようにですね、そういったものをして、という事で、当初予算には9月からの3月末までの予算は上げさせていただいております。結局は、18歳到達年度末までの入院と、15歳到達年度末までの通院ということでは、もう予算化をさせていただいております。

そういった意味で、議員おっしゃるのは本当にありがたい話だと思います。ただ、我々としてもですね、こういう恒久的な福祉的な子育て支援というものはですね、なっまってまいりますので、十分そういったことも踏まえて、できるだけ子育ての支援、少子化対策、そういった関連のことをですね、やっていきたいと思っておりますので、今後ともご助言お願いしたいと思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

私のね、個人的な意見とおっしゃいましたけども、私の個人的な意見じゃないですよ。私の所見とおっしゃったじゃないですか、言葉尻。私はいろんな人に聞きますとね、そういう話が出てくるわけですよ。だから私は自分の意見も交えて、その精査して言うておるわけです。今、この3月からもう始まっておるんですか、さっきのいわゆる医療費の問題は。なっていないでしょう。だから先ほどのあれですとね、3月からやっているというふうにしてないでしょう。それがね、制度ができないとかすったもんだの問題じゃない。やるんやったら3月からやったらええ。それぐらいの意気込みでこれ当選してきておるわけでしょう。それを9月ってね、チマチマしておったことしたらあかん。年度の途中にですとね、入院を、この間前期にですとね、通院しておった者とそこに格差出てくるやないかな。

その制度とかそんなものはですね、情熱でね、クリアできると思うよ。お金があるんやから、お金がないんやったらできんけど、いや笑い事じゃない、こんなもの。800万円から900万円あったらこれできるわけでしょう。子育て支援もこれ、できないわ、これ。

それに絡んで長寿命のことを言うておるけども、これ私見ましたら静岡県がトップですとね、浜松。これはここにね、緑茶をたくさん飲む、野菜の摂取量が多い、社会参加に積極的にボランティアね。それで年いっても働くということが健康寿命につながっておるんですよ。これは昔でいうたら明治維新にですとね、士族が働く場所がなかったもんで、あの静岡県の牧之原にですとね、お茶畑つくったというふうには聞いております。

それでは、3番目のですね、監査委員の所見について、これはいうたらチェックですね。紀北町の監査委員の所見についてですとね。紀北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の平成22年度から24年度の所見で、どう考えています。特に平成24年分の下りの中ですとね、18行目からですとね、しかし、地方経済は依然としてまだ厳しい状態が続いていることから、本町においても将来の景気浮揚、雇用拡大につながる事業の必要性が高いことから、今後も国、県の交付金や有利な起債、借り入れ等の財源を最大限に利用しながら、推進されることを望むというふうにおっしゃられておるわけですよ。これについて、執行部でトップである町長はどういうお考えですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

監査委員の所見につきましてはですね、毎回、ご意見厳粛に受け止めているところでございます。景気回復と雇用拡大につながる事業につきましては、紀北町にとって大変重要な

課題と認識しているところをごさいますて、国の景気対策等も積極的に取り入れ、国、県の交付金や有利な起債の活用を図りながら必要な事業をやっていきたい、そのように思っておりますので、監査委員のご指摘を十分受け止めてですね、そのようにやっていきたい、そのように思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

24年度の決算は、25年度ですね、いわゆる監査委員の報告が12月に行われた。25年の12月やね、決算報告委員会だね。しかし、町長、今おっしゃったね、それに基づいてやっておると言っただけ、何も具体的なことやっておらんやないかな。やっておるのは庁舎移転、学校の移転、津波対策のいわゆる避難路、それで三浦矢口海岸については、あれは国の事業や、国県の事業やで、だから私が言った避難ビルだとかプールだとか、こういうものを対策に打っていかんあかんじゃないのということを言っておるんです。

ますます景気はこの高速道路を完了したことによってですね、景気が沈んでいきますよ。大体 220何億円あった生産高、紀北町で。熊野市を上回っていたんだから、減っていきますよ。だから仕事の間をつくらんあかんのや。これがいわゆる長たる町長の私は使命だと思うんです。だから3月の予算を見ても何にもない。9月でどでかいの出で可能性あるかわからんけどね。あるさって、ほれ議員おっしゃっておらんやないか、だからどでかい私はびっくりするような予算をバカッと出してきたらね、もう町長やる気になったなとこう思うわさ。

副町長、サポートして本当にやる気になるような、この自然の鼓動を聞きながら潤いと安らぎのまちづくりに絶対なっていない、こんなん。自然の鼓動は聞こえてくる、どこにおっても。やすらいでおったってあかんへんのや人間は。一生懸命、皆闘っておるんですよ。だからその辺のね、課長はお持ちやと思うんやけど、町長が号令かけなんたら課長は動かん。だからその辺についてどうですか。時間も6分しかない。12時までで終わりますよって。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、やるべき仕事は着実に進めていきたいと思っております。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

やるべき仕事というのと、そうすると避難タワーもプールも避難ビルも、それは複合的やったら3分の2のあれは出やんわね。だからそれは別個に建てたらええわけですから、それから子育て支援もやるべきことやったらええん。毎年、金残っていっとる、私の言うたとおり、平成の26年度になったら、決算したらこれ60億円になっていくよ、これ。

この前のあんた、あれでも4億5,000万円余ったやないかな。そのうちの2分の1を財調に積み立てるんでしょ。それで使う金が2億どんだけや、今度のあれで。それはね、この経済というのはね、それはそのお金をね、投資することによっていろんな波及効果が出てくるんです。だから北村議員が3年前に質問しておったときにも、飲み屋もガラガラ、何もお客さん入ってない。今もっとひどいですよ。だからやりますというように、だからこの26年、27年、27年を中心にやってもらわなあかんわね。12月の予算で出てくるかな、これ。大体どれぐらいの自分の間隔で、その予算づくりをしようとしておるんですか。やりますではちょっとね、やらなんだときあんたペナルティとれへんやないかな。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

なかなかね、今まだ26年度でですね、26年度の3月の定例会でお認めいただいたものを、どうやって進めていくかということで、まだ今年度の27年度の予算付けについては、まだそこまで至っていないところでございます。

しかし、議員おっしゃるように、やるべきことは着実にやりながらですね、やっていきたいなと思いますんで、ご理解願いたいなと思います。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

建設課長、大変申し訳ないけどもね、そういう指示はトップからきておるか。

観光課長、水産、商工観光課長、そういうことはきてますか。トップからこういう調査をせえとか、町長はやりますと言うて、部下に命じやんたらあかん、そうでしょう。そんな不確かなことではね、3分しかないけどさ、引き下がることできんよ。今やれる状態にあると、私はお名前出しませんよ。この監査委員の方は私と同級生がやって、瀧本君、今が絶好のチャンスだということを、彼は言っておるわけですよ、財政出動。目茶苦茶にせえとは言

えへんよ。絶好のチャンスやと、だから私の意見だけで言うておるわけじゃないです。そういう専門家の意見ね、住民の意見も踏まえて言うておるわけです。どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

監査委員からプライベートなとこでどのようにお話したか、私はちょっと存じておりませんのであれなんですけど、監査委員の24年度の、私も意見書を持っております。そういう中では議員おっしゃったように、財源を最大限有効に活用して使っていくなさいよと、推進しなさいよとあります。

また、他方においてはですね、地方財政においても依然として不透明な状況が続くと思われるが、財政の健全性を堅持するとともに、行政運営の基本である公正性、公平性、かつ透明性の確保を図りつつ、今後もより長期的な展望に立った適切な運営に努められたい。そういうことも書かれております。そういった意味では、長期的な視野にも立って、それぞれの事業を進めていきたいなと考えているところでございます。

中本衛議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長、所見の中の後段読んでいるんですね。だからそれをですね、それも大事です。だけど、こういう雇用の場だとか、景気浮揚も大事です。その両面をバランスをとってやっていかんとですね、町はますます疲弊していきますわ。だから、何でこんだけのお金が貯まってきたかということですね、それは合併時から比べたらですね、すごいですよ。これ52億円貯まっていくよ、60億円になっていく、もう25年度でおそらく58億円を超えてくるよ、これ。

だから、そのバランスとか云々言うておるけども、やっぱりある程度はですね、チャレンジをしなかったらですね、人も寄ってきやへん。だからこの町はそういうものにチャレンジしておる。そのスポーツも結構です、それはね。だからチャレンジするまちづくりをしてほしい。だから何にも、町長の頭の中って、何にも指示してないんだから、だからこれからは9月の質問にはいくで、それ。どういうふうに指示しておるかとかというの、これのチェックにいきますわな、私は。

もうお答え要りません。以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

した。

中本衛議長

これで、瀧本攻君の質問を終わります。

中本衛議長

ここで、午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 56分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

中本衛議長

次に、1番 奥村仁君の発言を許します。

1番 奥村仁議員

1番 奥村仁、議長の許可をいただきましたので、平成26年6月議会における一般質問をさせていただきます。また、資料パネルの使用の許可をいただいていますので、途中パネルを使つての質問をさせていただきます。

今回の定例会における私の質問は3つですが、一つずつ質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

1つは、子育て世代にやさしい町行政とはということで、児童生徒が通う通学路を中心に、危険から守るということについての質問と、仕事を持ち子どもを育て高齢者を支えていかなければならない勤労世帯が、今後の子育てに不安を持たず安心してしっかり働き、地域格差のない教育を子どもたちに受けさせてあげることができる、そんな住みたくなる町行政の前向きな計画をお聞きします。

2つ目は、当町で教える日本とはというのですが、内容は現在の教育現場における国土教育はどのような内容かを、日本地図を中心にしてお聞きいたします。

3つ目は、住民の安全と利便性による地域の発展についてで、海山の本地地区に計画するという避難施設の位置、機能、構造について、利便性機能を持たすことによる地域発展への可能性について、新たな提案への考えをお聞きいたします。

それでは、まず1つ目の子育て世代にやさしい町行政とはの中の、通学路の安全について質問いたします。以前から、少しずつ改善している通学路の安全ですが、まだまだ危険な場所が存在していると感じます。昨日の質問でも回答がありましたが、町はどれだけ把握し、改善していく計画を立てているのか、改めて答弁を求めます。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

奥村議員の質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所につきましては、前者議員にもお答えいたしましたが、平成24年度に緊急合同点検を実施し、危険箇所として抽出した箇所を中心に、それ以降につきましても学校から危険との報告が出された箇所を把握しております。

改善の計画ですが、整備が必要な箇所につきましては、各道路管理者、警察等と連携をとり、整備を進めていただいております。具体的には、除草など定期的な対応が必要な整備は、毎年、学校教育課から道路管理者に依頼をし、また、道路区画線の引き直しなどで距離の長いものについては、年次計画で整備していただくよう、引き続き要望をしております。通学路ということを理解していただき、早急に整備していただくよう、働きかけをしております。

また、今年度は県道で街灯の設置、通学路のカラー舗装化、町道でカーブミラーの設置、ラバーポールの取り替えをしていただけると聞いております。以上でございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

ただいま答弁いただいた中に、県道で街灯設置の場所があると、カラー舗装、カラーポールの内容等もあるというふうな回答でしたが、それはもう各学校から出てきている要望に対しての箇所、大体すべてそれでカバーできるということなのかということと、今、その今回検討される場所がどこなのか、わかれば回答願いたいと思います。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

緊急点検をしたところは62箇所でしたんですが、その後、また学校から数箇所要望がありました。それで現在は、26年3月31日現在で24箇所対策済みです。そして新たに今年度予定しておるところでは県道で街灯の設置、これは海野地区なんです。それから通学路のカラー舗装化というのは矢口地区です。それから町道でカーブミラーの設置ということは馬瀬のところです。そしてラバーポールの取り替えというのは東長島です。以上です。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

細かい位置はちょっとわからないところもあるんですけども、街灯等の話もある中で、以前から街灯の話も出ているところもございます。それについてちょっとお話を聞きたいと思うんですけども、県道で街灯が少なくって、通学路というか一般の方も通る中で、暗いというところで、町行政としては小中というところだと思うんですけども、実際に通っているのは高校生も通る時間がある。高校生については帰りの時間もかなり暗い中を通ってくるというところもある中ですね、前回というか前、以前の議会の他の議員の質疑の中で、教育長が答弁されていることもあるんですけども、その中に木の伐採をすることで、街灯の明かりがもっと広く道を照らすことになるということで、それはその年度の県の後期の事業で、今年度の後期の事業で出ているところは伐りたいと、伐れるところは伐りたいということってという答弁をされていると思います。で、その後ですね、その年度の中で、その危険である暗い場所の木の伐採が行われたという事実というか、結果があまり見れなかったんじゃないかなと思うんですけども、その結果について、その後どうなっているのか、答弁を求めます。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

今、おっしゃったところは、昨年度、道路管理者である三重県尾鷲建設事務所職員と現地確認をしました。今年度伐採予定であると聞いております。今年度、伐採予定であると聞いております。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

今年度、伐採予定ということでお聞きしました。

その伐採するときですね、これ街灯の周りだけを伐られてしまうんじゃないかという不安も少しあるんですけども、実際、県道を通ってくる中で、明かりという、明かりをもっと明かるくするために伐採するという部分と、大型車はその、結局はその街灯に被るということは、街灯がないところもかなり県道の上のほうまで立木というか、雑木が出てきているんじゃないかなど。それを避けるために大型車が左側、山側を通行する車が真ん中、もしくは真ん中より外側まではみ出しての通行をしていくというところで、ものすごく対向車が危ない。で、対向車が避けようとするときに、たまたま自転車が通っている、バイクが通っているというような状況を目の当たりにすることも少なくないということで、これ伐採するんであればこの際、全区間というかですね、そういうところを県道だけじゃないと思うんです。町道も含めて樹木というのは年々伸びる一方で、多分、折れてしまわない限り短くならへんと思うんですけども、そういうことも、これに関しては教育委員会というか、学校教育外の部分もあろうかと思うんですけども、そういうところはどういうふうに県のほうからの回答をいただいていますか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

車道は約4メートル、歩道は約2メートルの高さまでの範囲で、道側にはみ出してきている樹木に関しては、本来なら樹木が生えている土地の所有者が保全管理をしてもらうべきものですが、所有者が伐採をできない場合は、所有者の承諾をいただいて、県が代行して伐採する場合があります。ということで伺っております。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

高さ4メートル、歩道であれば2メートルということで、歩いている人には当たらないという、車にも当たらないという高さのことだと思うんですけども、それを確保すれば基本的にははみ出してくることはないということでお聞きいたします。

じゃ、もしそれをですね、街灯の周辺がそうなったよということであればですね、ただ、

その街灯がある、次の街灯が見えるってという間に、直線であろうと、またカーブであろうと、途中でやっぱりそういう生い茂った部分があればですね、街灯の明かりが遠くに見えてくるというだけでも、かなり安心な部分があったり、光が漏れて多少照らしているという部分もあろうかと思うんで、この際、その4メートルの確保であれば、その街灯の高さまであるのかどうかというと、多分街灯の高さまで4メートルちょっときついかないと思うんですけども、なるべくぎりぎり4メートルを伐ったらすぐ伸びてくるんで、どれぐらいまでの高さを伐られるのかというのはわからないんですけども、そういうことも配慮した伐採の仕方というのを、町側からも県のほうにしっかりと伝えていただいて、見やすい、通りやすい、安全な道路、県道、町道を確保していただきたいなと思います。そこらについていかがですか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

おっしゃるとおりです。私も何回かその場所を見ておりますので、県の職員ともですね、そういうようなことも含めて、お話をさせていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

県道のほうは、道の明かりのほうはそういう形で安全安心を保っていただきたいと思えます。

次に、1の中の2つ目として、次に安心して子育てができる環境づくりについてですが、夫婦ともに仕事を持つ世帯が多い昨今、子育てもしっかりやり、両親や高齢者を支えていく準備や、自分たちの将来など不安でいっぱいではないかと思えます。

特に、共働きをするためには、子どもを保育園、もしくは幼稚園に預けなければなりません。経済的な理由が大半で、共働きをするために高い保育料を払って子どもを預ける。パートなどの収入では保育料の差し引きだとそんなに残らなかつたりするのではないのでしょうか。割安の町立幼稚園では保育時間が短く、夏休みなど長期の休みがあり、仕事の時間が制限され、結局、収入も少なくなり、働く意味が薄くなり、結果として子育てへの不安の解消にはつながらない。実際、子育てする世代のお母さんたちの間では保育園、幼稚園の存続や、次年度の募集要項、受け入れ体制などについて、大きな不安を抱えています。

また、本年度閉園を余儀なくされている引本幼稚園に関しては、先日の地域協議会でも質疑があったようですが、閉園基準の5人以上という条件を整えば、開園へ向かうという保障はあるのでしょうか。まずは、その点から答弁を求めます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、議員のご質問にお答えをいたします。

安心して子育てができる環境づくりということでございますね。お子さんが祖父母などに保育していただいている状態についてはですね、把握はいたしておりません。

最初に、保育園の状況でございます。現状でございますが、町内の公立1保育所と私立7保育所の定員380名に対しまして、通園している児童は335名でございます。なお、広域入所で通園している児童は6名でございます。平成26年6月1日現在ということで認識をお願い申し上げます。

続きまして、幼稚園の現状でございますが、平成26年度は紀伊長島区の紀伊長島幼稚園、園児数5歳児27名と、海山区の船津幼稚園、園児数5歳児11名、4歳児1名の2名で開園しております。本町におきましても少子化と人口減の影響もありまして、町内8保育所全体の定員を満たすところまでは至っておりませんが、都市部のような待機児童はございません。保育園、幼稚園の園児の募集につきましては、毎年11月ごろに広報や保育園、幼稚園を通じて募集をいたしてございまして、翌年の4月に入園していただいております。また4月に限らず随時、幼児・保護者の都合等によりまして、入園をしていただいております。

放課後児童クラブにつきましては、平成22年7月から公募により選定した事業所に助成をする方式で、町内2箇所で運営をしております。児童クラブを利用する児童は年々増加傾向にありまして、制度が徐々に定着しているところでございます。なお、児童クラブの募集に関しましては、3月に広報等でも掲載しており、また随時入会もできとなっております。

幼児の教育、保育の今後のあり方につきましては、子ども子育て支援法に基づく紀北町子ども子育て支援事業計画を関係法令に基づく施策などのほか、昨年実施いたしましたアンケートなどを参考にさせていただきながら、紀北町子ども子育て会議にお諮りして、本年度末までに策定する予定でございます。

また、引本幼稚園につきましては、また教育長のほうから答弁していただきます。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

先ほど議員のお話の中で、引本幼稚園閉園といわれたと思うんですが、休園です。現在休園中です。再園につきましては、単年度の園児数だけで検討するのではなくて、継続的に園が存続する利用者があるかどうか。それから教育効果、あるいは防災上の施設環境、複数年保育、預かり保育など幼稚園を取り巻く要望や諸条件を考慮してですね、現在、教育委員会で検討しておるといところでございます。以上でございます。

中本衛議長

ちょっと先ほどの閉園、その件、訂正してくださいませぬ。休園ということによろしいですか。閉園から休園。

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

はい、先ほどは引本幼稚園を閉園基準というふうに言ったんですけど、休園なんで、はい申し訳なかったです。

休園の状態から開園にもっていきたいというところで、対象になる子どもを持っているお母さん方、いろんな動きをされている方もあると思うんです。実際にはたくさんの児童生徒とか通園者がいて開園されて、今後もずっとそのより良い環境での子どもの幼児の教育ができるというところでは、そういうふうにやっていければ、非常に良いというふうには思いますけども、実際、じゃ開園しました。2年後、3年後になったら、やっぱりい wasn't でしたということになると、施設の維持費であったりいろんな問題がついてくると思うんです。

で、そういうことも含めて、長期で考えたときに1年だけ開園してしまった幼稚園なんで、先生というか、受け入れ体制のほうも雇い入れる形になると思うんです。そういう形で1年雇って、じゃ来年からまた休園になるので、もう来年はいいですというふうなことにつながるようでは困ると思うし、そういう状態の中で、今から子どもを生みますよ、生みますよというか、今から子どもが生まれるんですという家庭の方には、じゃこの子はどういうふうに教育していこうと考えたときに、実際には保育園へ入れるしかなかった。でも、保育料が高かった。もっと幼稚園というところで、ある程度の幼稚園教育させたかったという、望む方もいると思います。

紀北町に関しては基本的には幼稚園も1年保育になっていると思うんですけども、実際には幼稚園3年保育まで可能というところもあると思うんです。1年保育というふうに今、取り扱っている現状について、どういうふうな観点から1年という状況をやっているのかということ、答弁いただきたいです。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

今までの幼稚園と保育園の経緯というのがありますので、それに基づいて今1年でやっておるわけです。しかし、子ども子育て支援計画策定にあたってですね、アンケートを福祉のほうで取っていただいたんですけど、やはり幼稚園に対しては預かり保育の要望が結構あります。そしてまた、その預かり保育の充実も子ども子育て支援制度では明示されておりますので、そういうところも我々としては、教育委員会としては、今後の検討材料としまして、今、幼稚園のあり方について、今、教育委員会の中で議論をしておるところでございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

是非、幼稚園のあり方、このあり方によって幼稚園にやっぱり入れてもいいよという家庭もあると思うんです。3年保育があるんであればとか、保育園の中で幼稚園というような勉強ができるとか、新しい制度ができるというところで、そういう中で充実したものができるとすれば、今、休園されている引本幼稚園にしても、そこだけをどうしても開けてほしいという声もありながらも、妥協していうか、そういう充実したものがあれば、そこへ行かせてもいいかなというところもあると思います。

例えば募集するのが11月というふうにお聞きしたんですけども、今までのですね、その募集のやり方の中に、園から帰る時間がこの時間です。どこのお子さんであってもお迎えのバスが出ますよとか、家にいて家から離れない方でも幼稚園へ行かすことができる状態です。どうぞというような、そういうような募集要項というのは、きちっと伝わったうえでの幼稚園への、今年は1名だったと思うんですけども、1名しか募集がなかったというようなものなのか、そういう要項がどれくらい伝わっているのか、わかれば答弁お願いします。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

今のお答え、ちょっと私のほうでは、ちょっとどれだけ伝わっておるかということについては、ちょっと把握はしかねております。広報で募集要項等発表しますので、現在のところ、そういうところで皆さんにお知らせをしておるといようなところでございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

幼稚園に通わすための手段というのは、わかってないとそこまで、幼稚園まで送り迎えを自分でやらなければならない。それは難しいから行かせることができない。保育園なら迎えに来てくれる。じゃ仕方ないから保育園へ入れようと、そういう形になってしまうと思うんで、把握されてないなら把握していただいて、募集要項の中にきちっと伝わるようにしていただきたいと思いますけど、どうですか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

送り迎えにつきましては現在でもですね、幼稚園バスを運行しておりますので、おそらく来年度以降もですね、幼稚園バスの運行ということには変わりはないと、そういうふうに思います。

中本衛議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

しっかりと、その募集要項にはそういうサービスという意味なのかちょっと、サービスと言ってしまうとおかしいのかなと思うんですけども、こういう送迎のバスであったり、そういう充実していますよというところをしっかりと伝えたいと、そこに通いたいという申請がなかったんならなかったというところで、しっかりとやっていただければと思います。

で、幼稚園のことに關してはそういうところなんですけども、例えば保育料、保育料は福祉課のほうになると思うんですけども、いずれにせよ保育園へ行かそうというところ、幼稚園では月額 4,400円というところで一律だと思っんですけども、保育園に關しては所得等によって保育料が変わってくると思うんです。実際には働いて収入を得る。でも働いて収入を

得れば保育料が高くなる。どういう形でも結局は安心して子育てができるというようなことに追いかけてこみたい形になるんじゃないかなと思います。

そういう保育料の補助というかですね、子育てしているうちは何とか保育料でも抑えられる。今かなり高い方になると3万円台、3万5,000円とか、6,000円とか払われて、保育所へ通園されている方もあると思うんですけども、その辺、新たにですね、そういう子育て世代を支えてあげられる補助のやり方というのを考える、比較するというのを町長ほか、考える術はありますか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、現在のところはですね、そういった保育料に対するものは考えておりませんが、措置の、保育料のことについてちょっと、福祉課長から答弁させていただきます。

中本衛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

保育料につきましては、紀北町は7段階で設定をしております。その中でですね、3歳未満のお子さんであれば、国の基準では8万円なんですけども、紀北町は4万円と、そういうふうな減額措置もっております。以上です。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

保育料、本当にこう高いというか、子どもが多ければ多いほど2人、3人保育所に通わせることになるという、かなりの毎月の収入を得るような仕事がないと、反対に保育所へ通わせるのは難しいんじゃないかなというところもあります。基本的には何らかの補助があって、保育料下げるのではなくって、保育料は納めてもらう。高額になる方というか、割合に応じてですね、何らかの手立て、例えば町内で消費できる商品券のような地域通貨のようなもので還元することによって、また、地域の商店や経済への効果というのも地域内で消費されるものが増えてくるということも考えられると思うので、午前中の議員の質問でもあったと思うんですけども、子育て支援についてしっかりとした補助、9月の補正、12月、また来年度あると思うんですけども、そういう仕組みもいろいろ考えてやっていただければあり

がたいと思います。その点、答弁あればお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご提言として承っておきます。

中本衛議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

今、ここでどうせえという、どうしますということは難しいと思うんで、是非、子育て世代へのそういった措置をとっていただきたいなど、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、当町で教えている日本とはいう質問に移ります。

内容としては、日本の国土教育についてですが、近年、我が国の周辺では領土、領海を巡る問題が毎日のようにテレビなどで報道されています。今、紀北町では、どのような形で子どもたちを含め、いろんなところに自国の領土や領海、領空を教えているのでしょうか。内容としては学校単位ということでお聞きしたいので、そういう形で答弁をお願いいたします。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

奥村議員の質問にお答えいたします。

日本地図は、社会科をはじめとして学習のさまざまな場面で活用されております。日本の地形や位置、領土についての学習は、学習指導要領では小学校5年生の社会科及び中学校社会科の地理的分野において学ぶこととされており、教科書検定を通った教科書及び地図帳を使用して指導が行われています。

小中学校では、社会科の授業に児童生徒の発達段階に応じて、我が国の地形や位置関係について理解が深まるよう、地図や地球儀などさまざまな資料を活用した学習が行われています。小中学校で使用されている地図帳には、学習課題に応じたさまざまな地図が掲載されております。日本の領域に関する学習では、日本の位置とその周りの国々の位置関係がわかるように、全体的な地図を活用して指導を行っておりますが、その地図には東京を中心とす

る同心円が描かれており、本州からの距離関係も理解できるよう工夫されております。

また、地理の指導にあたっては、掛け地図、地球儀、資料集、白地図などの教材や、インターネットや書画カメラなどを活用しながら、子どもたちが興味を持って学習することができるよう、工夫した指導が行われております。以上でございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

私もこの質問する前に、各学校、小中回らせていただきまして、今の授業での教材、地図等を見せていただきました。で、今ですね、用意してあるのが、こういった日本地図ですね。今、教育長が答弁いただきました東京からの距離感がわかるような地図、日本全体、近隣諸国が載っている。例えば沖ノ鳥島であれば、こういうところにありますよと、で、普段目にするやつは日本、北海道から本州、四国、九州が大きくわかるようにしようとすると、この辺に沖縄があったり、この辺にどっかが移動して貼ってという、その地図によっていろいろされていると思うんですけども、この地図とのものが教科書に示されている。実際には見させてもらったのは、これに排他的経済水域であったり、領空であったりというのも表示されている教科書を使われていました。

教科書なんて見るタイミングというか、目にするときというのは開いたとき、授業でその部分を習ったときぐらいかなというふうに思いますので、実際には、自分からが住んでいる日本ってこんなに広いんですよ。例えば島がここにあるということは、海の上も日本のものなんですよと言うと、この地域、漁業者も多い中で、ここで船で行って操業ができる、仕事ができるっていうのは、島がここにあるからですよとか、そういうことの認識にもつながると思うんです。是非ですね、今、学校ではこういうものは掲示されているのかどうかというと、多分、あまり見当たらないと思うんです。できれば、こういう地図を各クラスに貼っていただいて、子どもたちが自分らの住んでいる日本がどういうものなのかと、どういう広さなのか認識できる、常に目に見えるところにあるというところで、そういう国土教育していただけると、せっかく教科書にも載っているんで、していただくと良いかなと思います。こういうもの採用して掲示するということを考えることはあるか、答弁のほうよろしくお願いします。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

教師によってですね、大きな地図を、それよりも大きな地図をしばらくの間ですね、教室に掲示してある教室もあります。ただ、今おっしゃったように1年通してですね、その大きな地図が教室にあるわけではないものですから、やはり視覚的に日本の国土を意識できるような教育環境の整備というのも大切かと、そういうふうにかう思っております。

教室や学校の掲示物についてはですね、学級や学校ごとに工夫を今、凝らしております。だから、教室経営というのをやっておるわけなんですけれども、そこに作品も貼ったり、あるいは今習っておるところの調べたものを掲示したり、あるいは今後こういうことを調べていきたいなというものを掲示したりしております。とにかくそのときどきの学習活動に応じて、学習意欲を喚起しですね、学習内容が定着するような掲示というものを各教師が考えております。

ですから、今後におきましては、地図だけでなくですね、さまざまな分野において子どもたちの学習意欲や学習効果が高まるような掲示について、各学校で連携しながら研究をしていきたいなと、そういうふうにかう思っております。以上でございます。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

是非、取り入れてもらって掲示していただきたいと思います。

金額的には、安くすませようと思うと、1枚が70円ぐらいでできる。で、1枚単位で買おうとするとかなり高いようなんですけども、いろんな市町と連携することによって、1枚70円、当町であれば84クラスと聞いてますんで、84掛けると70円としても5,880円と、そういう経費なんで、是非、取り入れていただきたいと思います。

それでは、次の3つ目の質問に入ります。

住民の安全と利便性による地域の発展についてという質問ですが、まず、これについては津波タワー、津波避難ビル、そういうことで海山区、長島区にそういう施設を計画しようということが進んでいる中なんですけども、午前中もその質疑がありましたが、まず現在の計画について、予定地、構造などどのように考えているのか、改めて答弁を求めます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本地地区の避難施設についてでございますが、昨年度から第2ステージとして位置付ける津波避難ビル等の早期事業着手に向けて頑張っておりまして、そういった中で視察したり、専門家の意見交換、いろいろと勉強してまいりました。

本地地区につきましてはですね、人口規模などからも施設の規模が大きなものが必要ではないかと考えております。そういったときにですね、津波発生時にしか使用しない津波避難タワーではなく、平時は公共施設として利用でき、屋上などを避難所として利用できるものを考えているところです。

建設の構造や建設場所については、津波避難場所や公共施設としての利用も踏まえたうえでですね、国の支援、補助金等のことも勉強しながら、それから専門家の意見もですね、アドバイザーとして川口先生なんかもいらっしゃいますので、そういった方にもお聞きしながら検討していきたいと、そのように考えております。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

明確な場所というのは、まだ出てこないというところかなというふうに思うんですけども、以前から平時は公共施設としてというところで、町長いつも答えていただいているんですけども、例えばですね、相賀という地域を考えると、相賀の町というのはJRが真ん中を通ってまして二分化されている。住民がいろんなところへ移動しようとする、どちらかの踏切を回って移動しなければならないというような状況があります。

これはですね、最近特になんですけども、潮南中学校側のほうにはそういう商業施設とか病院、学校、いろんなところがそういうところに集中しています。駅前のほうはどちらかと言えば、以前からずっと住宅があって高齢者も多い町、でも高齢者は病院へ行くにはJRを越えて行かなければならないというような状況もあろうかと思えます。

例えば、こういう公共施設というものをつくっていく中でですね、例えば、現在こういう避難施設とか避難路という観点で、そういう施設をつくっていくのであれば、JRを越えさせる施設というのも今であればJRのほうの協力も仰げるのではないかなというふうにも考えます。どちらかと言えば、歩道橋のでかいやつというふうに考えるんですけども、そういうものがあれば、普段もその歩道橋を越えて、いろんな経済活動が行われるきっかけとなるのではないかなというふうにも考えます。

そこまでしか逃げられなかった方が、避難タワーの代わりとして歩道橋、でかい歩道橋

に上れる。そのうえでかなりの時間を過ごせる。助からなかった人も助かる。そういうものになろうかと思いますが、そういう方を含めてJRとかいろんな関係団体と交渉をして実現に向けて取り入れる、そういうような考えございませんか。答弁をお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ない。先ほどですね、少し答弁のほうが不足しておりました。場所としてはですね、今のあの多目的の辺をですね、今。それを候補地の1つとして検討しております。議員がおっしゃるように約、踏切から踏切までの間がですね、500メートルぐらいあります、約。そういった意味からも、もうあそこらがですね、そういう大変津波の避難に時間的、地理的なその有余がないというのですか、そういった場所にあたります。そういったもので発想的には議員と同じ考えだと思いますが、そこにですね、そういった5階建て程度のものができれば、そういった逃げ遅れた方もですね、カバーできるのではないかという発想のもとに今、津波避難ビルを考えているところでございます。

また、JRにつきましてはですね、相賀の地域のみならず、JRを挟んでの地域がございます。その背後地に山があるとか、特に名倉なんかそうなんです、そういったものも含めてですね、今、JRの皆さんと協議させていただいております。ただ、なかなかJRの皆さんと協議して線路を通らせていただくということは難しいことでございますし、また跨線橋となりますと、億単位ですね、しっかりしたものをつくれればかかろうかと思えます。相賀地区においてはですね、議員のご心配のとおり、その地区については大変厳しい地理的要件がございますので、そういった部分でも、あそこに津波避難ビルを建てるのは、適切ではないかということで進めさせていただいております。以上です。

中本衛議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

今の答弁で、1つの候補として多目的広場のあたりということで、実際にあそこを最終的な予定地としてされるのであれば、実際にその避難ビルから足を延ばしてもらって、JRを越えて駅前のほうへ渡れるということも可能ではないか。こういうときなので、国の有利な予算をしっかりと活用することで、最小限の町予算で最大限の効果を出すことも可能なんではないかというふうに考えますので、JRを含めて今後前向きな検討に進んでいければ、町

の安全と経済の巡りになっていくのではないかなというふうに思いますので、その辺よろしく
お願いしたいと思います。

中本衛議長

時間が来ましたのでまとめてください。

1 番 奥村仁議員

そういうことも含めて、今日の3つの質問の回答をいただきました。前向きな方向でい
ろいろ進めてもらっているし、進めていただけるといふ回答をいただいたと思いますので、
未来ある子どもたちへのしっかりした教育と高齢者を支えていく子育て勤労世帯が、安心し
て働ける環境づくりに町行政としてしっかり取り組んでいただくことを確認いたしましたの
で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

中本衛議長

これで、奥村仁君の質問を終わります。

中本衛議長

ここで、午後2時まで休憩いたします。

(午後 1時 46分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

中本衛議長

次に、6番 入江康仁君の発言を許します。

6 番 入江康仁議員

議長の許可をいただきまして、平成26年6月議会での一般質問を行います。

今回の私の質問は、事前に通告したとおり、4つの質問であります。

1つ目は、昨日の平野隆久議員が質問した、地域自治区の解消に向けてであります。

2つ目ではありますが、これも前者議員との質問と重なりました、中州の避難タワーについてであります。少し角度を変えての質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

3つ目は、私の定番であります、東海、南海、東南海三連動による地震に対する津波対策の高台整備についてであります。

4つ目は、長島漁港の漁獲高推進についてと、三重外湾漁協組合と産地協議会との連携の強化についてであります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告1つ目の、地域自治区の解消についての質問に入ります。

この質問に対しては前者議員が質問した、町長の地域自治区の解消とした町長の決断に至った経緯についての質問に対して、答弁として、合併後10年目を迎えようとしている今日、時代も変わった今がその時期であるという考えであったというような答弁であったと思いますが、そのように受け止めていいのですかということに、まず答弁をお願いいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、ご質問のですね、地域自治区の解消に向けてでございますが、議員、先ほどおっしゃっていただいたような理由でですね、私としては地域自治区の解消という方向でいきたいと思っております。再度、理由を言ったほうがよろしいですか。

地域自治区のほうからですね、両区の均衡はある程度、図れてきたというような評価もされております。そういう中で、高速道路の開通によりまして両区の時間短縮、こういった交通インフラもできてまいりまして、町内で大きな変化が起こってまいりました。しかし、またその一方で、海山区、紀伊長島区の名称を冠するというところで、両区の一体感の醸成が阻害されているという感が否めないとも感じておりましたし、また、地域協議会でもそういう議論がございました。

そこで、1つの町としての政策転換におきましても、特に問題が発生することもなくですね、行政運営、紀北町としての行政運営で、すでに9年が経過してまいりました。そして順調に発展してきていると、そのように感じております。真に一体化した町になるためには、地域自治区の制度から新たなまちづくりへと進む段階になっているのではないかと考えているところです。以上です。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の町長の答弁にもあったようにですね、町長の紀北町の新しい、また時代に向けてのスタートという中においてですね、この自治区解消に強い決意をもって決断したというように受け止めたいと思いますが、それでよろしいですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるように、この地域自治区につきましてはですね、合併当時、相当重い議論をされたうえでなされました。それを解消するにあたっては、やはりそういった不断の決意を持ってですね、取り組んでいかなければいけないと、そのように思っております。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でですね、町長、地域自治区の解消に向かってですね、一般町民が受ける不利益というものがありますか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

合併のときもですね、そういったご迷惑は確におかけいたしました。住所印とかですね、事業者である方の印刷物の問題、そういった問題もございます。そういった部分はですね、住民の皆さんにご迷惑をおかけする部分だと思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

確かに、町長今言われた事業所に関してはね、当然、ゴム印とかいろんな形の中での出費等があると思う。私が言ったのは、ただ一般町民の方々がね、全員協議会でもいろんな質疑がありましたけど、その町民に対しての出費があるのかということの確認をしておきたかったもので、ちょっと質問させていただいたわけですけど、その一般町民に関しては、そのゴム印等の変更とか、そんななかったら出費はないように思うんですけど、そのように受け止めていいですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特段、そういうご迷惑をおかけしなくて済むように思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、この問題に関してはですね、一般町民に対しては不利益を与えるようなことはない。私もこの自治区解消に関してはですね、いろんな町民の皆様から、やはりその住所が長いというような、いろいろな、当初はですね、合併当時はやはりその地域を思う方々もたくさんおったし、その海山区、紀伊長島区という名前を残したいという思いの方がもうたくさんありました。

しかし、もう紀北町となって約10年になろうとしている今、もうそういう声がちょっと少なくなったように思い、逆に住所は長いやないかと、もうこれ日本で一番長いんじゃないかという意見がありましてですね、もうとにかく紀北町になったんだから、短くなるんやったら自治区解消を早くやってほしいという町民の意見が大半だったように思います。これはもう町長、スケジュール的にはですね、町長は次の9月議会に議案提出し、平成27年度3月末をもって廃止を行っていききたいという答弁であったけど、そのように受け止めていいですか、確認のため。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃっていただいたようにですね、これから他の自治連合会ともお話をさせていただいて、特段異論等大きな問題がなかったらですね、今おっしゃったように、できれば9月に上程させていただきまして、28年3月31日、27年度末をもって、議員おっしゃったようにですね、そこで解消という形にしたいと思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それまでですね、もう一般町民の不利益というのはもう特段ないということでしたんで

すけど、あとですね、商売やっている各種団体、また関係機関等にはですね、十分そういう説明をなされるようにして、皆様からこの自治区解消をですね、支援していただくようにやっていきたいと思いますが、町長どうですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、やはり法人格をお持ちのところとかですね、会社には大変ご迷惑をおかけいたしますので、そういった部分ではしっかりと説明をしながら進めていきたいと、そのように思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、もう1つ目の自治区解消についてはこの辺で閉じたいと思います。

続きまして、2つ目の中州地区の予定している避難タワーについてであります。

この質問に対しても、前者議員と重なる部分があるかわからないけど、そのときはよろしくお願いたしたいと思います。前者議員の2月4日、中州区長、自主防災会との意見交換についてという通告欄にありましたが、これはどこで意見交換が行ったのですか、答弁をお願いいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

避難タワーについてのお話はですね、2月4日、役場にてお話をさせていただきました。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、その役場においてということの答弁でしたけど、町長、これはその役員の方々だけの説明であったんですか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりでございます。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、やはりこの避難タワーというものは、私は紀北町全体の防災、また避難計画、タワー塔の計画に対してですね、紀北町の全体の一環の1つだと思っております。その中でですね、このやはり中州地区に建設すると町長が決断していただいた中にはですね、やはり全体の中にも、やはり一番大事なのは、地元地区の方々ですね、やはり末端まで届く、やはり現地での説明会が私は必要でなかったのかなと思います。

しかし、まだ説明はですね、今からでも全然遅くないわけですので、そういうところでの町長、中州地区の方々、一般の方々のまた理解を得るためにもですね、説明会、話し合い等を行う気持ちはあるのか、ちょっと答弁お願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところの予定ではですね、7月ごろにそういう役員の方と話していきたいと、そのように思っております。7月ごろに、はい。7月ごろに話をしていきたいと、そのように思っております。そういう中で、役員の皆様方には地域住民の皆さんの意見もですね、聞いていただいて、集めていただいて、代表して意見を言っていただければいいのではないかと思っております。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、私はその役員の方々というところにいろいろ問題があるんじゃないかなと思うんです。これは紀北町全体のその防災の計画の中の一環であるけどですね、町長、これは初めての避難タワーですね。尾上町政にとって初めての避難タワーです。だから、その部分においてもですね、やはり現地において、現地、今のところ遊園地跡を計画しているということだけど、だけどやはりその現地において、一般の住民、また地区の住民の皆さん集めてですね、やはり町長、住民目線という観点からですね、その役員の方々だけではなくて、一番その地域の支えている区民の方々に、私は説明が必要じゃないかなと思うんですけど、どうでしょ

う。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、基本的には議員もおっしゃったように、これは紀北町で初めての事業となります。津波避難タワー等では。そういう意味では議員の皆様にはですね、全協でもお示しさせていただきましたし、そういった概要につきましてはですね、お話をさせていただきました。そういう中で基本設計、こういうのができてきたらということで、またお示しさせていただくんですが、そういう意味では、全町にですね、議員の皆様を通して伝わるものとは思っておりますが、また、住民の皆さんから現地でのお話も必要だということがあればですね、何ら開くことに問題はないと思います。

自治会のまず役員の皆さんとですね、そういったことも相談したいと思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そのね、町長、その自治会のね、役員の方々のあれもわかります。それはそれで自治会自主防災会を中心にした説明会と、私が言っているのは角度を変えて一般中州地区の、現地の人たちのやっぱり理解を得るためには、やはり町長自ら説明したっていただけるのが、一番区民も安心するんじゃないかと。

その中でですね、なぜかというと、やはりこれ地元の新聞でございます。尾鷲の。その中でこれ5月14日のあれだけどね、その尾鷲市が防災危機管理アドバイザーである群馬大学大学院の片田敏孝教授が、その津波避難タワー適地検討のシミュレーションを行っているわけです。その中で、その区民の方々が見た中でですね、やはり海岸部に近い津波の危険性が最も高い場所に、避難タワーを設置すれば被害は逆に拡大すると、こういうやっぱりこの文言見たりすると、なぜ海岸に近い中州地区のあの地区に避難タワーを建てるんだろうという、これはやっぱりね、一般の町民だったら、やはり信用して、なんだ逆行の、いうたら逆行の考えで建設するんかと、ここには危険が増すと書いてあるじゃないかというようなこともあるんでね、やはりその一般町民の方々は方々で、またいろいろな勉強もしているし、いろいろなこういう新聞を見ながら、また考えておるわけですよ。

だから、つくっていただくのはいいけれど、不安の残るようなやはり施設、避難タワー

をつくってもらっても意味がないよと、それだったらつくる前に、一部の役員の方々じゃなくて、一般町民を集めたあそこでワイワイガヤガヤでもいいんです、町長。町長の、いろいろな住民の方々の意見、思いというのはね、我々以上にやはり危機管理を意識しておる方々は、やはりそれなりの自論を持っています。だからそういうやっぱりいろんな意見を組み入れた設計をやって、やはり地域の住民に喜ばれる、やはりね、尾上町政としての初めての避難タワーでありますから、私はここの意見を取り入れるべきだと思って、私はその説明会を是非ともやっていただきたいと思うんですが、どうですか、町長。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、この津波避難タワー等ですね、津波避難ビル等についてはですね、浸水の地域にあつてですね、時間的余裕とか地形的に問題点がある、そういうところに建てるものですから、尾鷲市の、おっしゃるように、この津波避難タワーにおける考え方の中ですね、やっぱり海に向かって避難するのは大変だ、難しいと恐怖心があるとか、そういったものは津波避難ビル等ですね、そういったガイドラインですか、それにも書いてあります。

そういったものも含めて、検討させていただいたうえでのことなんで、そういった部分、実はご存じのように中州地区はですね、昨年4月から半年間、川口先生にも入っていただいて、タウンウォッチングなんかもしていただいております。そういう中で、やはり避難場所まで遠いとか、橋が多いとか、そういった部分があつて、落橋の心配があるんじゃないとか、いろいろな地域住民の方のご意見もそのときにもいただいております。

そういったものを複合的に考えて、あその場所が適地ではないかということで、我々はさせていただきました。工事ですね、15メートルからのタワーを建てるとなると、大きな工事になりますので、そういった部分も含めてですね、まず役員の方々と話をさせていただいて、いやいや地元でも話してくれよということであれば、そういうことになれば、またその地元のほうでもですね、お話もさせていただきたいと、そのように思います。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

確かに、町長、今言われたことにね、この中にもですね、避難タワーをつくったところ

です、途中でやはり要援護者とかいろんな人たちが、そこに逃げられるというメリットも書いてあります。私は言いたいのは、とにかく今回ですね、その地域、現地の地区住民のやっぱり理解なしにですね、やはり尾上町政としての初めてのその避難タワー、これはこれからの紀北町全体の指針になるわけですから、私はそこに対してやっぱり地元地区の住民に対してですね、やはりいろんな不安とかいろんなものを、誰よりも町長との話し合いの中で不安、またいろんな思いをね、聞いて、また不安なところは除いていただいてやるのは、やはり私は町長の立場であり、またそれに対して初めて避難タワーが生きるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、意見交換の中ではですね、どなたも反対意見というのはなかったように私は記憶しております。ですから、まずは最初に地区の皆さんと、役員の皆さんとお話をさせていただきたいということを、先ほどから申し述べております。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

要はここに一番のあれは、現地の中州地区の方々は、一番のあれは海岸部分に行く一番危険だということを、被害が逆に拡大するところを重点に思いを持っていると思うので、1回町長、実際、今回もね、これが伝わると思うんですよね、中州地区の住民にも。それで役員も並べてですね、皆現地でこのようになるというような、またちょっとした設計図の絵、形だけでもできたらそれを持ってですね、1回説明したっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、新聞の部分のですね、被害、例えばその津波避難タワーなどが、そこに依存するという考えの中では、やはりそれは逆に今の紀北町の、より早く、より高くですね、上限のある高さのタワーではなく、上限のない山等へ逃げてもらうのが一番理想であるという観点のもとで、その新聞は書かれていると思います。

だから、そこに津波避難タワーがあって、今15メートル、20メートルかも知れません。もう3メートルかも知れませんが、そこに依存する気持ちを植え付けてしまうと良くはないということで、やはり以前から申し上げているように、我々は、より早く、より高くで、そういった山へ逃げてもらうのが基本だと、しかし、山へ逃げるには難しいところにはそういうことも考えなければいけないというのが、この津波避難ビル等の考え方の根本です。これはそういったマニュアル的なものにも書いてあります。

そういう意味ですので、そういう意味で、工事のときもですね、現地説明もしなきゃいけない話なんで、そのときは私が出向いて話しろというんだったら、いつでもさせていただきます。何にも拒むもの1つもございませんので、はい。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、町長言われたことは、私らも十分わかるんです。だけど携わっていない人たちはね、本当にこの計画1つでも、本当にすごいなと、どんなものが建つんだろうというのが、一般町民の方々の考えであるということをおわかっていただいて、町長が今言ったような答弁をね、町長の口から説明したってもらったら、安心するよということなんですけど、そこでしたっていただけたらなと思いますんで、それは自主防災会、また中州地区の区長なりいろんな要請もあると思いますけど、これはもう早い部分でね、もう計画が固まってからじゃなくて、固まる前に1回開いて、いろんな意見等があったら組み入れるところがあったら組み入れてやっていただけるのが、私は一番いいんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員にも申し上げたんですけど、実施設計の前にですね、そういった会を持たせていただいて、組み入れられるところは組み入れさせていただくと、いろんな要件等もあると思うんです。建設していくうえで。そういうのも含めてですね、発注する前にお話をさせていただいて、意見を聞かせていただくという形を考えております。はい。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その一言をね、いただいたら、私これ以上質問することも無いので、よろしくその中州地区、現地の地区住民を重視した、やっぱり施策というものをやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それですね、1つだけ付け加えておきます。私、3月議会でですね、長島地区の避難路、避難施設についての増設についての要望書に対して反対いたしました。私は津波対策に対しての避難路、避難施設、避難タワー等に対しての増設に対して決して反対しているわけではありません。避難路、避難施設、避難タワー等に対しては、多いことに越したことはないから十分わかっているつもりです。しかし、今回はですね、長島地区自治会の取った要望書を、直接、町行政に出した行動に出たことへの反対であるということ、町長にわかっていたら。また、長島地区の町民にもわかっていたら。

要は、紀北町紀伊長島区には、長島連合自治会、東長島連合自治会、三浦連合自治会、赤羽連合自治会からなる4つの連合体が紀伊長島区連合自治会であります。この自治会こそが行政に対する町民の声を伝える一番大きな組織であります。当然、長島自治会もこの組織に入っているわけですから、この紀伊長島区連合自治会から要望書を出すのが道筋であり、道理であると考えているからです。

そこで、町長、このような各地区から独自で要望書が出てきた場合、あなたはどのように対処するのか。ちょっとこれ別の質問になりますけど。

中本衛議長

入江君、通告には入っていないんですが。

6番 入江康仁議員

そやけども、防災に関連することやもんで、これだけちょっと1つだけ。そんなに詳しいあれじゃないんですから。そのまた、優先順位についてはどのように考えるか、ちょっと答弁いただけたら。

中本衛議長

端的に答えさせますので。

尾上町長。

尾上壽一町長

それは、自治会連合会のほうから出されるのも1つの方法でありましょうし、それで、各地区から出される要望もですね、小さい地区集会、地区・地区からですね、出されるのもあります。ただ、要望という形で私が受けるのと、これは請願という形で出されましたです

よね。要望ではいろいろな形で地区から出てくるのもすべて受けて、応えられるものは応えているというような形なんです、その形態の問題ではないでしょうか。形式の問題。

中本衛議長

よろしいですね。

6番 入江康仁議員

そういう認識、ちょっと間違っていましたんで、よろしく。

それでは、3つ目の高台整備についてに入ります。

私は、この問題については、議員としての使命をかけています。南海トラフ巨大地震対策特別措置法を活用した高台整備を早急に進めるべきというのが、私の考えであり、町長には理解していただいたと感じています。なぜ、政府はこの法を整備してつくっているのかわかりますか。

東海地震、南海地震、東南海地震が必ず来るという政府内部でわかっているからであります。この法の関係であります。町長、そのようなあれで法律に沿ってですね、この法案の関係省庁はどこになります。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、南海トラフのこの措置法なんですけども、いろんなですね、内閣府とかいろいろなところ皆さんかかわったうえで、国土強靱化とかそういったものも含めたうえで、この南海トラフに対しての地震防災対策ということで作られたものと思っております。そういう中で、議員の大変これで四度目ぐらいですかね、ご質問、十分思いはわかっておるつもりではございますが、今、前回もお話はさせていただいたんですけど、勉強すれば勉強するほどですね、この南海トラフ措置法、特別措置法に関して、それでもって高台移転を進めようとすると、大変無理な部分がございます。議員が、これ3月だったですか、答弁させていただいたのは。議員が思いがあって何度もされるんで、私どもも本当に一生懸命調べました。調べました結果ですね、この措置法自体、5年間の事業期間という中で、我々紀北町がですね、手を挙げてすることに対して、大変難しいという判断でございます。

それと、東日本大震災というですね、受けた現場でさえも集団移転についてはですね、計画の縮小とか国費の返還、それからしたけれど、そこに移転しないといろいろな問題が出てきてですね。大変複雑な問題が起きております。そういった意味では、今、紀北町がで

すね、この高台移転、3月に申し上げたように、例えばその宅地造成やという形でやっていくのであれば、また話は別なんですけど、この措置法にのってすね、高台をとというのはなかなか難しい問題だということを、この3月定例会までにすね、勉強させていただいた結果でございます。十分思いはよくわかります。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやいや、その町長のね、その今の答弁で、いろいろ勉強したとか言ってんじゃなくて、前回答弁で、プロジェクトチームを編成するという答弁をいただいておりますよね。私は今、そのいろんな問題があるのはわかってます。しかし、その問題をいろんな角度からプロジェクトチームをつくってですよ、いろんな角度から、いろいろな難題、問題に関してはこういう角度でこうだと、この問題に対処するにはこうだと、いろんな私はそれをいろいろ検討するのが、私はプロジェクトチームの結成を促しておるわけですよ。町長、今のような答弁じゃなくて、私は前にも言っておるはずですよ。今、この法案にしろ、この措置法が今の高台整備につながらないのだったら、その高台整備をするためには、どのような法案を、そんなら国費で引っ張ってきて、町に対してのいろいろな角度の中で、今、土建業者も冬の時代になっていこうとしておる。そのための、やはり起爆剤となる、活性になる、いろいろなことへのつながるように検討するのは、私はプロジェクトチームをつくっていただきたいというのが、ここなんです。

ただ、いろんな問題あるのはわかってます、これは。しかし、100人おったら100人皆移転せえというのは、これも無理なんです。しかし、法案には100%だというおるけど、それはそれで建て前なんですよ。95人も85人でも、やはり地域がその計画を立てて、関係課の各省にいろいろな陳情、また話し合いをすれば雪解けがくるんですよ。そこを私は言っております。これが行政なんです。そんなもん100人おったら100人皆移転せな駄目だというのは、そんなもん絶対なりません。奥尻に行ったときでもそうです。あんだけなつた中でも、皆高台整備しても、いや俺はもうここでいいんだと、俺は、もうここで死んだら本望なんだというて移転しなかった人もいるというの聞いてます。

しかし、そういういろんなことを克服する中で、紀北町のやはり高台整備は私は10年、15年継続する事業としてですよ、また必ずこの措置法、南海トラフ措置法というのは津波が来るということは確実にもう限定してつくった措置法なんです。だったらそれに対する先

取りした紀北町の行政、生命財産を、紀北町の生命財産を守る町長が先頭に立ってやらなければ、今のような答弁では町長、これは命救えませんよ。もうちょっと前向きなちょっと答弁ひとつお願いしたいです。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、議員、プロジェクトチームの話も議員から提案ございましたが、前回のとき、私のほうからですね、設置するとまでは答弁いたしておりません。はい。そういうことでございます。

そういう中で、本当にね、本当に真剣に考えたんです。いやいやそれは言うておりませんね。確認させていただいた。それで高台移転という、勉強した中の問題点ですね、まずお話をさせていただきます。住民側の皆さんからすればですね、移転に伴う経済的な負担がございます。住み慣れた地域への愛着、そういったもの。新しい土地での地域コミュニティが形成されるのか、それと通勤通学ね、高台といえここら急峻なところですから、大変危険な道路もできてたりですね、法に基づくことからすると、相当道路の規制等もございます。また、こちらとしてもですね、行政側としてもですね、移転先の確保の問題や用地造成の費用、社会インフラ、家だけいけばええという問題でもないもんですから、それはもう電気も水道もガスも、ガスはプロパンですからね、下水から皆整備しなきゃいけないと、それで一番特に今、問題となっているのはやっぱり残土の問題もそうですね。今、国交省のトンネルのずりもですね、行き場を失っているような状態のような状態で、赤羽川、銚子川の土を採ってもどこへ持っていけばいいかというのが、一番の課題ではございますので、そういった部分も大変難しい問題がございます。そういった意味では、なかなかこの高台移転ということには、私としては踏み切ることはできないというのが私の考えでございます。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、その高台移転じゃなくて、高台整備なんですよね。だから、私は何かあったときにはね、やはりそこに行けるような、先を見越した私は政策をやっていってほしいということなんです。移転じゃなく整備なんですから。そしてこれが今日ですね、新聞ですけど、先ほど町長が言った国土強靱化の地域計画に南伊勢町が策定へということで、やはりこの防

災についてのね、モデル事業として策定を進める自治体として国に応募しているということが載っています。

やはり、それに対して予算をですね、大体 1,200、1,300万円みておるのかな、これで。やはりね、これなんですよね。実際言うて。こういうようなのを私は高台プロジェクトチームをと、やはり町長からですね、私が、それなら、町長言ったように、プロジェクトチームを一旦つくっていただいて、それで高台整備にはこんだけのメリットがあるけど、デメリットはこうだよと、やはりそこまでね、やっぱりやっていただいたら、私も見てですね、ああこういういろんな問題あるかと、そのためにはこれはちょっと不可能なところもあるなということもわかります。

やはり、それに対してはですね、やはり町長、1回つくっていただいて、やっぱり有能なね、この職員を使ってですね、1回やってみたらどうですか。町長、今やってもね、前も言ったように町長の任期中にはできないです。これははっきり言って計画から立ててね、そんな3年、4年優にかかります。そやけど、町長がやはり指令を出さなさな、誰も仕事もできないわけですから、何とかそこまではいくようにプロジェクトチームどうですか、町長、設置を。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、財政も建設もいろいろな課を含めて勉強させていただきました。チームじゃなしにね。そういうことでもさせていただいたんで、南伊勢、私も今日だったですか、昨日その新聞見せていただいたんで、南伊勢がですね、どういう、おそらく調査費だと思えます。自分とこの町でどういうことができるかというような、その1千何百万ぐらいの金額だった。おそらくそういうことだと思いますんで、まず、その南伊勢がですね、どういう形で、何のための調査かということ、そういったことは調べさせていただきたいと思えます。

また、それで有効な部分があればですね、紀北町にとってですね、地形的なこともちろんございますので、そういった部分をですね、まずは南伊勢のほうのその新聞のことを調べさせていただきたいと思えます。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

検討委員会の運営費などとして 1,081万円上げてます。検討委員会のね、運営費として。だから他所のね、私は町がやった、他市町村がやったからあとでやるというんじゃないで、私は先駆けてやっていただきたいというのが、最初からの質問なんですよね。

そこでどうですか、町長、この高台移転に対してはもうプロジェクトチームをそんならつくるといふ気持ちはもうないわけですか。前回つくると言ったと思ったけど。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんですね、おそらくこのことについてもですね、危機管理も財政も建設も皆かかる話なんで、そういう意味ではそれらを集めてですね、このまず南伊勢のどういう調査費なんかということからして、その新聞の一行ではわかりませんので、それからも含めてですね、調査研究はさせていただきます。高台移転についてね、はい。移転整備についてね。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

高台整備については、町長くれぐれも移転じゃなくて整備ですのでね、よろしく。

それでは、もう時間もないので4つ目のですね、今度は長島漁港の水揚げ高の推進をするための産地協議会の連携についての質問に入ります。

まず、先日の産地協議会の理事会に、大変町長忙しいところ出席いただきまして、本当にありがとうございました。その中でですね、町長もその漁業にまつわるいろいろな諸問題を徐々にわかっていただくかと思えますけど、今回そのどうしてもですね、いろんな問題になったのは、船の燃料の高騰による対策、そして一番のあれはカツオ船の入港を員外船、また地元船の誘致をとということで進めていたんですけど、先般のその理事会においてですね、やはり今、19トンの延縄船の入港促進について考えてみようじゃないかという意見も出たんですけど、町長、この19トンの延縄船のですね、マグロ、キハダ等の水揚げがあった場合にですね、いろんなまた、その施設のにもまた増資せないかんとところもあるんですけど、町長、この間の理事会をもってどう思われましたか、理事会の内容は。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの産地協議会に出席してどう感じたかということなんですけど、まず、やはりいろいろな各種団体の方が出ていらっしゃいました。そういう中で、やはり議論を詰めていかなければならないなということでした。前回、カツオ、マグロの船主さんたちともお話をさせていただいたときもですね、やはりまだまだ問題点、議論のすべきところ、そういうところがまだ焦点が絞れていないなという感じを受けましたので、やはりこういった協議会で議論することによってですね、焦点を絞りながらハードの分もソフトの分もなんですけど、それらをしっかりと議論したうえで、どの方向性で、どこから取り組んでいくかなということが必要だと感じました。はい。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

この紀伊長島漁港はですね、以前、何回も言ってますけど、三重県一の漁獲高を誇った港でございます。それがもう今本当にね、何十分の一という水揚げ高になってしまったわけですが、今年度ですね、紀北中、尾鷲高から漁師になった人たちの把握は、教育長把握してますか。

中本衛議長

安部教育長。

安部正美教育長

すみません。把握はしていません。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

町長、町長もこれどう、聞いてます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。私も把握しておりません。

中本衛議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

多分、やっぱりこれ本当にゼロだと思います。

その中でですね、やはり後継者育成というのも大きな問題になってしまうんですね。その員外船もそうですけど、このままでは漁師がいなくなってしまうんじゃないかなと危惧も出ています。また、隣町ですね、南伊勢町は、俗に南島というんですけど、南島の奈屋浦にある中では、やはり南島高校を出た方々が地元の網船ですね、網船に乗るのを待っているという状況なんですね。漁師になりたい。それはなぜかという、やはり高校卒業した当時に大体 1,000万円の高給を得られる。ここに魅力があって空きを待っているというような状態なんですよ。やはりそういうことの中でですね、やはり水産業、漁師というのは、大変難しい商売であります。自然を相手にする商売ですから、努力して報われる人と、努力しても報われない人がおります。そんだけやはり難しい。

やはり、その安定した収入が得られないというのもここにあるんですね。近年、この長島漁協に関してのあれを見ても、その中でどうしても、その漁師の方々の後継者育成が次に上手いこと進めばですね、次にやはり水揚高が上がる力添えになると思うんですけど、町長、この漁師の育成ということに対してですね、どのように思いますか。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、漁師になられる方ということで、その奈屋浦とのですね、違いなんですけど、やはりその漁の仕方ですね。奈屋浦のは巻き網でとらえて、ですから、外湾漁協そのものがですね、巻き網主体なんか、長島のようにですね、一本釣り、それから近海の、そういった形態でですね、所得も違ってますし、明らかにその漁業形態が違いますので、我々がその奈屋浦のようにできるかという、そこは少し疑問もあります。

しかし、そういった部分の所得を上げることが、やはりそういう就業の機会をアップする要因の1つだと思います。

中本衛議長

入江君、わずかな時間です。

6番 入江康仁議員

それでは、ちょっともう時間がきたので、まとめに入りますけど、やはり町長、この産地協議会をですね、どうしてもやっぱり行政側の考えというものをを出していただいてですね、この強い産地協議会をつくっていきたい。そして漁師の方々との連携をですね、ぐっと深め

ていきたいと思ひます。町長も大変忙しい中、顧問というね、本当に重要なポストに就いて
いますんで、よろしくこの産地協議会を大きくなるように支援していただきたいと思ひます
が、その答弁をもって終わりたいと思ひます。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、第1次産業、農林水産業、大変厳しい状況でございます。そういう中、紀北町とい
たしましても、行政としてできることは、一生懸命、第一次産業にですね、力を入れていき
たいと思ひます。そういう中で、産地協議会も今やっと動き出したのかなという感がござ
います。そういった意味では、先ほど申し上げたようにソフトハードも含め、まず議論の場
をですね、しっかり持っていただいて、その方向性をやっぱり漁業関係者の方がですね、持
っていただかないと駄目だと思ひます。そういう中で、行政として力を貸せるところはです
ね、一生懸命こう援助できるところはしていきたいと、そのように思ひます。

中本衛議長

これで、入江康仁君の質問を終わります。

中本衛議長

ここで、午後3時05分まで休憩といたします。

(午後 2時 58分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 05分)

中本衛議長

次に、14番 中津畑正量君の発言を許します。

14番 中津畑正量議員

それでは、議長の許可を得まして、6月議会の一般質問をさせていただきます。

私は、前回もそうですが、結構TTPやら原発問題、消費税問題、町民の方に大きな負担をのせかけたり、今回の場合は戦争するか、しないかというような大きな世論の盛り上がりがありまして、そういう意味で町長の考え方を聞いておきたいと思います。

まず、集団的自衛権の行使は戦争への道ということで、町長の考えをお聞きします。

町民の方に、歩いてみると、テレビや新聞等を見てみると、戦争になってしまうんじゃないかってという話がよく聞かれます。これまでのアフガニスタンやイラク、戦争で自衛隊を派兵してきましたけれど、憲法9条の中では武力行使をしてはならない。戦闘地域に行ってはならないと2つの歯止めがありました。1人の犠牲者も出なかったし、相手の国の人を傷つけたりはしなかったのはこの憲法9条のおかげで犠牲者が出なかったと言っても過言ではないと思います。

実際に、ベトナム戦争では、韓国では5,000人、アフガンやイラクでは死者が21カ国で1,000人以上出ております。これは集団的自衛権に基づいて派遣された部隊でありまして、日本は9条のために戦争に参加しなかったと、後方支援はあっても2つの大きな縛りと言いますか、歯止めがあったために犠牲者が出なかったといっても過言ではないと私は思っております。

また、この今までの歴代の自民党政権は、自衛隊創設以来、一貫して集団的自衛権の行使は憲法9条で許されないとの解釈を国民に説明してきました。国会審議の積み重ねでできた憲法解釈を閣議決定だけで変えること自体が、国民無視の暴走と思いますが、町長のお考えを聞いておきます。これは当町にとっても条例を町長が変わるたびに180度違う判断をして解釈しても良いということに考えてもいいと思います。

このような憲法改正せずに、手続き法案の憲法26条をなぶらずに解釈だけで変えてしまう。これは国民の皆さんも本当に戦争を心配するわけでございます。戦争する国にしてはならないと、町民の方も話しておりますが、町長の考えを聞いておきたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問にお答えをいたします。

集団的自衛権、国連加盟国であれば固有の権利として認められているところでございます。議員がおっしゃったように、それを日本は憲法第9条の解釈により、これまで集団的自

衛権は行使できないという立場をとっております。

安部政権が、今、国会において憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を目指しているところでございますが、全国の多数の市町村議会が反対意見書を提出するなど、国内にもさまざまな意見があるところでございます。

やっぱり最も大切なことというのはですね、やはり日本人の平和、安全どう守ればいいのかということでございます。そういうことからすれば、国会においてですね、先ほど申し上げたようなことではなく時間を制限せずにですね、もっと国民世論、今、いろいろな意見もあるとおっしゃっていましたが、そういったものも巻き込んで議論がなされるべきだと、私は思っております。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

はい、ありがとうございます。

町長、本当にわかりやすい答弁ではございました。集団的自衛権の発動で、武力行使の3要件というものが政府のほうから発表されております。この要件では、日本への攻撃がなくても他国に対する武力攻撃が発生した場合に、武力行使ができると明記されております。

また、この恐れがある。恐れがあると政府が判断すれば、実際に国民の命や権利が侵害されるような事態が発生する前でも、武力行使ができると説明をされております。

また、もう1点は、これが他の国の防衛も含む恐れがある事態にまで拡大されれば、自衛を建て前にしてきた自衛隊の性格は一変してしまいます。今までの培ってきた自衛隊の皆さんの気持ち、あとでこの自衛隊の方の談話もちよっと披露したいと思いますが、こういう3要件では、本当にこれから自ら進んで戦争に出かけなくてはならないということが、十分考えられると思います。

それと、もう1つ、是非言いたいことは、国際NGO、これは非政府組織から行っている方の話でございますが、これは日本国際ボランティアセンターの名前がちゃんと載っておるので申し上げますが、長谷部貴俊事務局長は、非軍事という日本の平和的イメージは本当に今まで培ってきた平和的イメージは、本当に信用されて歓迎されている。ところが自衛隊が軍事力を行使すれば、その印象が変わり、この人道的支援ができなくなります。憲法9条の平和主義を生かした国際貢献こそ日本の強みであるとおっしゃっておられます。

このように本当に非軍事という立場でのこのボランティアセンターの事務局長のいうの

は、本当に一夜で信用を築くことができない。積み重ねによって日本の国は戦争をしない国なんだということで、世界でもある程度認識されておられるということでないかと思います。こういうような点。それともう1つは、元内閣法制局長官阪田雅裕さんという方ですが、地位が地位だけに内閣法制局長官といえばトップの官僚ですが、これは集団的自衛権とは第三国のA国とB国が戦争を始めたときに、いずれか一方の側に立って戦争に加わるという意味でしかなく、他国防衛権というものにはほかならない。憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権行使をできるようにすることは、日本が普通に戦争をできる国になってしまうということです。問題は、最後に決めるのは国民の皆さんですということで締めくくっておられますが、全くそのとおりだと思います。

今、全国津々浦々でのいろんな宗教団体の方、また保守の方、保守といってもいろんな政党がございしますが、その人たちの中にもいろいろ苦言を呈してみえる方もおられます。そういう意味で、今の、先月の5月15日からこの問題が急に出てきて、性急に事を決めようとしているところに、大きな問題もあるのではなかろうかと私も思いますが、町長、この考え方は今テレビや新聞見てもいろいろな観点から放送されておりますけれど、町長の今の現状の気持ちというものを聞かせていただければ幸いかと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員も今、おっしゃったようにですね、いろいろなご意見が、いろいろなところから出てるように伺っております。そういった意味ではですね、早急に決めるというようなことではなしに、十分に議論していただくことが、まず第一ではないかと思います。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

政府のほうは、ここ22日までに閣議決定をしたいという、本当に性急な判断を迫ろうとしているのは、今の状態だと新聞やテレビを見ても言われておりますだけに、やっぱりこの集団的自衛権の行使については憲法を変えることなく、解釈を変えるだけで、ときの政権を握った権力者が勝手に180度違うことも全部決められるのかということとは、とんでもない話だと私も思いますが、この自衛隊の元幹部の方が談話を申し上げておるのは、この平和憲法というのは国を守るんだということで、小池清彦さんという方が談話を出しておりますが、

湾岸戦争のとき1991年、防衛庁の防衛研究所長、それから教育訓練局長でした。自衛隊員の血を流す派兵に私は防衛庁内部で反対し、結局、憲法9条があったから派兵できなかった。平和憲法は国の宝である。国を守ると思いましたという談話が出されております。

こういう方も本当に自衛隊の中では少ないと思いますが、元三等陸曹、レンジャー隊員の井筒という方も、本当に犬死にするような、外国に何の恨みもない人たちや兵隊を、この戦争で撃ち合いして殺し合いするというのは、とても我慢ならんということで辞められたという談話も載っておりますように、本当にこういう戦前の姿に戻ってしまうようなやり方で、この変えるというのはやっぱり問題があるかと私は思いますが、町長、もう1つこの新聞は中日新聞でもあるんですが、チョコチョコいろんな大衆紙もいろんな角度で報道されております。この15日、昨日一昨日の新聞ですが、集団的自衛権、慎重議論要求をということで、岐阜県連が要請文を各市町の42の市町村議会に要請文を送っている。本当に慎重に検討しないと、本当にとんでもないことになってしまうのではないかという心配から、この、三重県もよく似た県ですが、保守と言われている、この岐阜県でもそういう格好で大きく動き出しているというのが、今の現状かと思えます。

この考え方をですね、どう見るか。あと少ない時間で閣議決定されてしまったんでは、遅きに失してしまう。これは、大きな日本の国民としてですね、町長も紀北町の町民1万7千数百人のその代表としてですね、この問題を見たときには、本当に大きな責任というものを背負っておるわけですから、私ども議員もこの問題については、もっと町民の人に知らせなくてはいけないなど、私自身は思っておりますが、町長のこの先ほどの自衛官の方の談話とか、法制局長の談話とか、そういうものを僕も見er限りですね、本当に、ほんまのことを知らして町民にはいかななくてはならないという思いでいっぱいなのですが、再度、町長の感想をお聞きします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、これ早急に物事を決めていくというような問題ではないと思います。ですから、国会期間中とかですね、そういった話ではなしに、じっくりと踏まえたうえで議論していただくのが筋ではないかと思っております。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

武力によって、効率的かつ円滑に敵を撃退する。それは軍事の視点ですね。ところが集団的自衛権の行使するともなれば、人を殺す、殺される、そういうところに絶対直面するわけですね。この政府のほうの説明の中でも、結構いろんな言い回しで、ここまでだとか言われるけど、実際に自衛隊が動いて派兵されて、機雷の掃海艇なんかもあるようですが、ホルムズ海峡での石油の運搬船の安全を保つために、機雷の掃海をするという自衛隊、実際に機雷を布設した国から見たら敵ですから、そういうところからでも戦争が始まってしまう。

そこで、殺すか、殺さないかというような戦争というのは、本当にむごいものですが、それは避けられないという判断をするわけです。それだけに今、本当に慎重な判断が求められる。声を上げていかなくは、一旦戦争になったら本当にこれは老いも若きもですが、自衛隊の人はまず真っ先に前線に行くんでしょうが、それにしても、この戦争というリスクは、今後、あの70年近く前のこの太平洋戦争の今残っている私どももその戦時中の生まれですが、そういう意味では、この集団的自衛権を本当に政府判断だけで憲法を変えるでもなく、その論議もわずかな時間で自分で解釈する。そんなようなやり方で、この解釈は私は間違っていると思いますが、町長、最後の答弁です。ひとつよろしくご答弁をお願いします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、今、テレビでも度々取り上げられております。その解釈の問題についてもですね。そういう意味からすればですね、今、こうやってまだまだ議論がですね、テレビを見てもですね、大変激しい議論が行われております。そういった意味では、そういった議論もすべて国民の意見もですね、世論も反映しながら、じっくりと議論していただいたうえで、こういったことをですね、どうやっていくかと決めていくべきだと思いますので、拙速な判断とかですね、その力による判断はしてほしくないと思っております。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

最後とは申しましたが、もう1つだけちょっと。

どうしてもお礼も兼ねてですね、平和行進というのがありますね。長崎、広島で8月6日、9日に原爆が落ちた、その平和行進というのは毎年毎年、この定例議会にあるときに、

この6月に行進団がこう入ってくるわけですが、私も空いていたら歩くんではございますが、町長はじめ職員の皆さんにもカンパをしていただいたり、町の人にカンパをしていただいたりして、原子爆弾の恐ろしさ、放射能の恐ろしさ、今でも引きずって治療にあたっている方も多くございます。

そういう点で、本当に町長はじめ職員の皆さんにも大きなご支援をいただきながら、温かいカンパをいただきながら、この戦争で被爆にあった人たち、広島、長崎の人たちも兵隊さんもそうですが、そういう方に対する思いというのは、心1つにしてやっぱり戦争のしない国にしていかななくてはならないと、私は消費税も大変ですが、原発も大変ですが、本当にこの戦争、平和憲法である第9条の憲法を絶対変えさせてはならないという思いで、今回、この質問に上がらせていただきました。本当に皆さんの気持ちも1つになっていただいでですね、これからやっぱり戦争できるだけ避けて、できるだけというよりも、絶対避けるという格好で、この広めていかななくてはならないと私思っておりますが、町長、そこら辺の話、本当に先ほどの答弁から聞いていても、やっぱりこれは慎重でなければいけないし、そういうことになってはいけないという、性急に物事を決めるべきではないという、その判断は僕は町民の方にも大きく評価されると思っておりますが、町長、最後の一言です。その点で、もう一度お願いいたします。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本は、本当に第9条、戦争放棄です。これに尽きると思います。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

それでは、2つ目の学童保育についてお伺いをいたします。

学童保育も今まで海山区においても長島区においても、それなりにと言ったら怒られますけれど、一人親家庭、また共働き、そういう方が増えてですね、学童保育の制度見直しは何回か繰り返されてきましたけれど、一層の学童保育が重要視されているのは、現在のところの状況です。1つには、紀北町の現状を伺いをしたいと思います。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学童保育の紀北町の現状について、お話をさせていただきます。

私が、町長に就任した翌年の平成22年から事業所に補助をする方式で、紀伊長島区、海山区に1箇所ずつ開設をいたしました。平成26年4月現在、紀伊長島区で27名、海山区で17名の児童が利用しております。また、利用する児童は年々増加傾向にあり、制度が徐々に定着していると感じるところでございます。以上ですね、現状。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

学童保育というのは政府もこの少子化、子育て支援のための大きな柱の中です、これはきちっとしていかななくてはならないということで、すでに通達みたいな、指導みたいなやつが入っていると思うんです。

というのは学童保育はまだ足りないというのか、やってないところもまだ全国では半数ぐらい近くあるようです。しかし、我が町としては学童保育はもうすでにいろんな形はあるにせよやってきたと。しかし、施設や職員など安心して学童保育が利用できるように、条件整備が大変遅れているのではないかと、今までも学校を提供したりして、その父兄の方をお願いしたり、いろんな形でやってきましたけど、今度は条例化も含めて市町にきちっとしたお金も出しますよという格好になろうかと思うんです。ましてや保育をする指導員の方にもきちっとして、勉強もしていただいってってということもあろうかと思えます。課長のほうでわかっていたら結構ですが、ひとつそこら辺の国のほうの指導というものは、どういう格好で入っているか、ちょっとお聞きしておきます。

中本衛議長

まず、町長に質問してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

福祉課長のほうから答弁いたします。

中本衛議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

質問にお答えします。

来年度からスタート予定の子ども子育て支援制度なんですけども、その中にですね、放課後児童クラブ、学童保育は、地域子ども子育て支援事業の中の事業として含まれております。この事業には、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1と、そういう財源で充てるというふうに予定はされております。

それから、この放課後児童クラブなんですけども、紀北町では厚生労働省から出されたガイドラインをもとに運営してきております。来年度からは条例を制定しなさいということで、条例制定になりますけども、その内容であまり大きく変わるところはございません。ただ、これまではおおむね40人ぐらいの規模と、1単位当たり40人ぐらいとされておったのが、今度では40人以下と、おおよそ40人以下とすると、そういうことでございます。

それから、国のほうからですね、指導も入ってきて、6月9日の県の説明会でいただいたんですけども、その中で参酌すべき項目と従うべく項目というのがございまして、従うべき項目は職員でございます。職員なんですけども、これまでは放課後児童支援員の必ずしも置くということではありません。望ましいということでした。今度の条例ではですね、来年度からの条例では、知事が行う研修を終了した放課後児童支援員を単位ごとに2人以上置かなければならないと、ただし、1人を除き補助員をもって代えることができると、そういう項目になっております。

それから、その放課後児童指導員でございまして、その猶予期間がございまして、その知事が行う研修を平成32年3月31日までに終了すればよろしいと、そういうことでございます。以上です。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

と言いますと、当町においてはですね、海山区で20人近く、長島区でもそれぐらいあるんですか、1つにまとめるということではなしに、やっぱり2つのその施設をつくって、人的にも雇用も増えると、雇用のためにもわずかですが増えるだろうと思うんですが、一人ずつその研修終わった人を置いて、あとは補助でもできるという格好でやっていく方向。そこら辺はできるだけ、来年3月末までにはきちっとした計画書も持たないかんということで、考えなくちゃいけないのではないですか。そこら辺をちょっと答弁願います。

中本衛議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

そのとおりでございます。町としてはですね、できるだけそういう支援員を置いてくださいというふうには指導してまいりたいと思います。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

6月9日に県の説明を受けたというばかりですから、どうしても急ぐようでも実際には来年、今年度中、議会にも上程しなくちゃならん条例案も出てきましょうし、そういう意味では9月か12月議会には、この条例の提案がされると思うんです。そういう点で、予算的にもね、人件費的なものは国のほうのあれもあるんですが、そこら辺の振り分けというのは、まだ全然わからないんですか。施設としても学校なんかを使うということでもいいのか、きちっとしたものをつくらなければならんのか、そういう点でわかっていたら教えていただきたいと思います。

中本衛議長

町長、よろしいですか。

尾上壽一町長

福祉課長のほうから答弁いたさせます。

中本衛議長

大谷福祉課長。

大谷眞吾福祉保健課長

条例なんですけども、できるだけ早くということでございます。

ただ、市町村の事情によってですね、年度内でも可能かということでございます。可能ということでございます。

それから、施設なんですけども、この放課後児童クラブ、この6月9日の会議の資料にもありましたけども、学校の空き教室を使っているのが大体多いんですけど、民間事業所も約半数ぐらいは学校の空き教室等を使用しているということでございます。国としても民間の活力を入れるということは重要であると、そういう回答もありました。以上です。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

国の財政措置というのは、町のこの市町の予算化が第一だと、しかも、やっぱりこういうふうな紀北町は長い町ですから、海山、長島にそれぞれ施設が一つずつあるとしてもですね、そこら辺で基本的には父兄が送り迎えということになるんか、片側は送るということになるんか、遠いところですよ。希望者の人は。そこら辺はどう考えておられるのか、これからのことでもあろうかと思うんですが、ちょっとわかったら教えてください。

中本衛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の現状につきましてですね、福祉課長のほうから答弁いたさせます。

中本衛議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

今の現状ですけども、ちょっと遠いところの子どもさんは、お迎えに行つて、事業所が迎えに行つて、帰りは父兄の方が迎えに行くことになっております。今後のことはこれからの検討となります。以上です。

中本衛議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

最後にしますが、私の近所にも一人親家庭の子どもたちもおります。そういう意味でね、本当に大変喜ぶとは思いますが、迎えに来ていただけたらするとね。そういう意味で、今後ですね、この周知徹底といいますか、やっぱりそういう対象になる子どもたちに対しては、家庭に対しては、やっぱりきちっと行き届くような案内を是非していただいでですね、この3月末にはですね、きちっと発足できるという格好につなげていっていただきたい。そのことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

中本衛議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

中本衛議長

お諮りします。

6月19日は本会議とし、一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日すべて終了したことにより、6月19日は休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、6月19日は休会とすることに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

(午後 3時 37分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 9 月 4 日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 中津畑 正量